

平成 2 3 年 1 2 月 2 0 日開会

平成 2 3 年 1 2 月 2 2 日閉会

平成 2 3 年

第 4 回 定 例 会 会 議 録
(第 1 日 1 2 月 2 0 日)

小 豆 島 町 議 会

平成 23 年 第 4 回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第 69 号

平成 23 年第 4 回小豆島町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 23 年 12 月 7 日

小豆島町長 塩田 幸雄

記

1. 期 日 平成 23 年 12 月 20 日 (火)

2. 場 所 小豆島町役場 議場

開 会 平成 23 年 12 月 20 日 (火曜日) 午前 9 時 30 分

閉 会 平成 23 年 12 月 22 日 (木曜日) 午前 11 時 06 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席 欠席 ×

議席 番号	氏 名	出席 欠席 ×	
		12月 20日	12月22日
1	森 口 久 士		
2	谷 康 男		
3	大 川 新 也		
4	柴 田 初 子		
5	藤 本 傳 夫		
6	森 崇		
7	新 名 教 男		
8	安 井 信 之		
9	植 松 勝 太 郎		
10	渡 辺 慧		
11	村 上 久 美		
12	鍋 谷 真 由 美		
13	中 江 正		
14	中 村 勝 利		
15	浜 口 勇		

地方自治法第121条の規定による出席者

職 名	氏 名	第1日	第2日
町 長	塩 田 幸 雄		
副 町 長	竹 内 章 介		
教 育 長	後 藤 巧		
企画財政課参事課長	松 本 篤		
総 務 課 長	空 林 志 郎		
住民福祉課参事課長	宗 保 孝 治		
税 務 課 長	松 尾 俊 男		
住 民 福 祉 課 長	森 弘 章		
保 険 事 業 課 長	島 田 憲 明		
介 護 事 業 課 長	岡 秀 安		
環 境 衛 生 課 長	樋 元 一 郎		
商 工 観 光 課 長	坂 東 民 哉		
オ リ ー プ 課 長	城 博 史		
農 林 水 産 課 長	石 山 豊		
建 設 課 長	尾 田 秀 範		
人 権 対 策 課 長	浜 本 広 志		
池田総合窓口センター所長	村 口 佐 吉		
会 計 管 理 者	高 橋 龍 司		
収 納 対 策 室 長	谷 部 達 海		
水 道 課 長	曾 根 為 義		
学 校 教 育 課 長	田 村 房 敬		
社 会 教 育 課 長	大 下 淳		
介護老人保健施設事務長	(兼)岡 秀 安		
病 院 事 務 長	荘 野 守		

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 大江正彦

議事日程

別紙のとおり

開会 午前9時29分

議長（秋長正幸君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

本日は、年の瀬も押し迫り、何かとご多忙のところ、ご参集くださいましてありがとうございます。今期定例会の議事日程等につきましては、去る12月13日開催の議会運営委員会におきまして、お手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いいたします。

町長から今期定例会招集のごあいさつがあります。町長。

町長（塩田幸雄君） 本日小豆島町議会第4回定例会が開催されるに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

ことしは3月11日の東日本大震災を初め、未曾有の経験をした年でありました。小豆島町もたくさんの懸案を抱えておりましたが、幾つかの課題については明るい兆しが、ほんの少しですが見えたところであります。議員各位のご協力に感謝を申し上げます。

さて、本定例会は、香川県市町総合事務組合に関する案件2件、条例案件2件、その他の案件5件及び補正予算審議2件の計11件の審議をお願いすることとなっております。議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたしまして、簡単ではありますが、今期定例会に当たりましてのごあいさつといたします。

議長（秋長正幸君） ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、本日の第4回定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時31分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項ではありますが、9月11日以降12月10日までの主要事項に関する報告、監査委員からの出納例月検査執行状況報告書3件、定期監査報告書及び総務建設、教育民生常任委員会の合同視察研修報告書は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（秋長正幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第118条の規定により、8番安井信之議員、9番植松勝太郎議員を指名しますので、よろしくをお願いします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

議長（秋長正幸君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。

今期定例会の会期であります。配付しております日程表によりまして、本会議は本日とあさって22日とし、会期は本日から22日までの3日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日から22日までの3日間と決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 所管事務調査報告について

議長（秋長正幸君） 次、日程第3、所管事務調査報告についてを議題とします。

閉会中に委員会を開催し、調査された案件について会議規則第76条の規定により各委員会委員長から報告をお願いします。

最初に、交通問題特別委員会委員長から報告を求めます。浜口委員長。

交通問題特別委員長（浜口 勇君） 平成23年12月20日。小豆島町議会議長秋長正幸殿。交通問題特別委員会委員長浜口勇。

調査報告書。

本委員会に付託された調査案件について、調査の結果を次のとおり会議規則第76条の規定により報告します。記。

1．調査案件。ジャンボフェリーの利用状況と経済効果について。

2．調査の経過。平成23年11月1日委員会を開催し、町長、副町長及び担当課職員の出席を求め、調査した。

3．調査の結果。ジャンボフェリーの利用状況と経済効果について、企画財政課から詳細な説明を受けた後、出席議員、傍聴議員からの質疑を求め、次のとおり意見を出した。

(1)ジャンボフェリーについては、7月6日の坂手港寄港以来、小豆島だけでなく、香川県全体にとっても大きな経済効果をもたらしているが、航路の維持を確実なものとするため、今後小豆島の魅力づくりとPR、島内アクセスの改善、案内標識の整備等に積極的に取り組まれない。

(2)観光客や島民の利便性向上を図るため、ジャンボフェリーの就航ダイヤや割引制度について、将来的な検討課題として関係者と協議されたい。

(3)坂手港の乗降施設については、高齢者や障害者にも十分配慮したスムーズな乗降が実現するよう、早急に施設の改善を図られたい。以上、報告いたします。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

続いて、教育民生常任委員会委員長から報告を求めます。渡辺委員長。

教育民生常任委員長（渡辺 慧君） 平成23年12月20日。小豆島町議会議長秋長正幸殿。教育民生常任委員会委員長渡辺慧。

調査報告書。

本委員会に付託された調査案件について、調査の結果を次のとおり会議規則第76条の規定により報告します。記。

1．調査案件。福祉と医療の今後の方向性について。

2．調査の経過。平成23年11月2日委員会を開催し、町長、副町長及び担当課職員の出席を求め、調査した。

3. 調査の結果。公立病院の統合を踏まえた小豆島町の福祉と医療の今後の方向性について、執行部から説明を受けた後、出席委員から質疑を求め、次のとおり意見を出した。

(1)内海病院と土庄中央病院の統合については、町長の不退転の決意と、香川県や医療界の支援が表明されているが、まずは2町の合意形成にかかっている。議会としても2町議会の合意形成に向けて努力するが、町長以下執行部においても土庄町との意思疎通と合意形成に積極的に努められたい。

(2)新病院における医師確保や採算性などを懸念する意見もあるが、現在の2病院のままで医師を確保することはほぼ不可能な状況にある。新病院においても医師を呼ぶのは住民の力であり、みんなの熱意である。そのためには、住民に現状を理解してもらうことが重要であり、病院統合の必要性や債務問題、統合後の内海病院の活用などについて住民に広く説明する方法を検討されたい。以上、報告いたします。

引き続きまして、12月8日の委員会報告を行います。

平成23年12月20日。小豆島町議会議長秋長正幸殿。教育民生常任委員会委員長渡辺慧。調査報告書。

本委員会に付託された調査案件について、調査の結果を次のとおり会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 調査案件。病院統合問題について。

2. 調査の経過。平成23年12月8日委員会を開催し、町長、副町長及び担当課職員の出席を求め、調査した。

3. 調査の結果。小豆島町の福祉と医療の推進会議の経緯報告の後、病院統合に関する町民への説明資料について、執行部から説明を受け、出席委員及び傍聴議員から説明資料及び病院統合問題に関する意見を求めた。

(1)病院統合に向けた執行部の方針について、大方の委員から明確な支持が表明され、新病院の具体的な構想について、積極的に関係者との協議を進めることに委員会として賛同した。

(2)町民への説明資料の内容及び配布について委員会として了解した。

(3)2町議会の連絡を密にし、歩調を合わせていくことを確認するとともに、町長以下執行部に対し、2町で十分連携を図って住民への説明に努めるように求めた。以上、報告いたします。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これで所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

日程第4 一般質問

議長（秋長正幸君） 次、日程第4、一般質問を行います。

通告を受けておりますので順次発言を許します。15番浜口勇議員。

15番（浜口 勇君） 私は、大坂城岩谷残石群に光をという題で質問させていただきます。

豊臣の時代は終わり徳川の世となり、大坂城をつくり直すための1620年頃、岩谷において石垣普請用の採石作業が行われました。400年の時が経っているにもかかわらず、岩谷丁場では採石作業をつい先ほど中断したかのような状態で保存されています。

九州黒田藩の採石場であった岩谷で、特に天狗岩丁場跡は種石の大きさと製品にした石の数も多く残されていて、唯一国指定の文化財になっています。先月、11月5日、6日と開催された石の歴史シンポジウムで専門家の解説と案内で天狗岩丁場を見学しましたが、残念ながら地元の小豆島町民の参加が少なく、まだ現地を見てない人が数多くおります。町民にこの残石群を知っていただきたく、現地見学をする機会をつくっていただきたいと思ひます。

そして、明治になるまでの250年間、岩谷残石群を管理するため黒田藩は家臣を土着させ、管理保存された歴代の黒田藩主に敬意を表したいと思ひます。黒田藩16代当主の黒田長高氏は東京に健在でおられますので、先祖が代々管理し今日まで残っています残石群をぜひ見に来ていただきたいと思ひます。

早速、12月議会において、議案第55号では岩谷天狗岩丁場跡遊歩道等整備事業を実施するに当たり、辺地対策事業債の発行を受けるための議案の提出、さらに議案第60号一般会計補正予算では、実施設計事務委託料に予算を計上していただき、岩谷残石群が石のシンポジウムの中で専門家の方々は世界土木遺産としての価値があるとの認識で一致しており

ます。登録を目指すため第一歩を踏み出せる取り組みに対しまして感謝いたしております。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 浜口議員のご質問にお答えします。

11月5日と6日に開かれました小豆島石の歴史シンポジウムは、地元の方の協力によりまして大成功であったと思います。1日目のシンポジウムには地元の方にたくさん参加してもらいましたが、2日目のエクスカーション観賞については定員の関係がありまして、今回についてはできるだけ京阪神方面の方に参加してもらおうということで、地元の参加の人数が少なかったのは申しわけなく思っております。

先ほどのご質問でもありましたように、今度の補正予算に天狗岩周辺の遊歩道の整備とかトイレの整備の予算も計上しております。これから地元の方にもいろんな形で現地を訪れていただく機会をつくっていきたいと思っております。

それから、2年後に瀬戸内国際芸術祭が予定されておりますけれども、その中で天狗岩周辺、石の文化についても2年後の芸術祭のテーマとして上がっておりますので、周辺の整備、魅力づくりに努めていきたいと思っております。

黒田家16代当主の黒田長高氏を小豆島の岩谷丁場にお招きするという話ですが、ぜひ来ていただきたいと思っておりますし、私自身も機会があればご本人にお会いしたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。以上です。

議長（秋長正幸君） 2番谷康男議員。

2番（谷 康男君） 私からは2点質問させていただきます。

まず、1点目ですが、野良犬の捕獲についてです。

昨年6月の議会でも取り上げましたが、野良犬の捕獲について質問いたします。

昨年の町長の答弁にもありましたように、野良犬の捕獲について、薬物や銃器による捕獲は虐待のイメージがあり、動物愛護及び管理に関する法律による規制に触れるおそれがあり、思い切った対策が講じられない。地域住民と協力して根気強く捕獲に取り組むとあ

りました。

そこで、私の住む地区におきまして、さまざまな妨害を受けながら、本年6月より現在まで、17頭となっておりますが25頭です、の野良犬を捕獲し、残り30頭となっておりますが、まだ捕獲されていないメス犬のうち3頭がこの秋子供を出産した模様です。犬の場合、一度に3頭から5頭の子犬を出産しますので、現在まで捕獲に協力いただいた皆さんの努力もむなしなものとなっております。このように、地域によっては行政が思い切った行動をとらなくては問題を解決できないと考えます。

そこで、狂犬病予防法 これは厚生労働省 と、動物の愛護及び管理に関する法律 これは環境省ですが についておさらいをさせていただきます。狂犬病予防法は、人の生命、身体、財産が動物によって侵害されるのを防止し、生活の安全と公衆衛生の向上を目的としたもの。

それに対しまして、動物が人に与える恩恵を考慮し、動物愛護の精神の高揚を図ることを目的に定められたものが動物の愛護及び管理に関する法律 これは環境省ですが 略して動物愛護法です。

どちらの法律を見ましても、動物を飼養する者の義務が定められております。特に、動物愛護法第7条では、動物の所有者又は占有者の責務がうたわれております。これは愛護法でうたわれております。

そして、第9条では、地方公共団体は、動物の健康および安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管について、動物の所有者又は占有者に対する指導その他の必要な措置を講ずることができる。

第25条では、都道府県知事は、多数の飼養又は保管に起因して周辺の生活環境が損なわれている事態として、環境省で定める事態が生じていることを認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めてその事態を除去するための必要な措置をとるべきことを勧告することができるものとあります。

現在、問題となっております野良犬は、所有者または占有者のいない状態ですので、この法律が運用できないのか。いわゆる餌やりと言われる行為を行う人を指して、飼養者または占有者とみなし、指導、勧告はできないのか。できないのであれば、所有者または占有者がいない野良犬は、狂犬病予防法にのっとって粛々と措置を行うべきではないのか。

狂犬病予防法第6条に、狂犬病予防員は、第4条に規定する登録を受けず、もしくは鑑札をつけず、又は第5条に規定する予防注射を受けず、もしくは注射票をつけていない犬

があると認めたときはこれを抑留しなくてはならない。

2、予防員は、前項の抑留を行うため、あらかじめ都道府県知事が指定した捕獲人を使用してその犬を捕獲することができるかとあります。小豆島町において、捕獲人を確保することはできないのでしょうか。

先般、視察研修で訪れた南島原町では、野良犬の捕獲は長崎県畜犬愛護指導協力会有限会社などに野良犬の捕獲を委託することを検討するようではありますが、本町においてはどうか。

2つ目の質問ですが、これは今の草壁沖の廃棄物護岸の工程についてですが、現在草壁沖で行われている廃棄物護岸について、埋立終了はいつごろの予定になるのか。埋め立てが完了した後にできる土地については、どのような取り扱いになるのか。また、町として利用計画があるのか、質問です。以上です。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 谷議員のご質問にお答えします。

まず、1点目の野良犬の捕獲についてですけれども、地域の皆さんのご協力と保健所の協力によりまして、それなりに成果は上がっていますけれども、質問にありましたような根本的な解決にはほど遠い状況にあると認識をしております。

ご質問にありました動物愛護法と狂犬予防法をどう活用するかということですが、私は厚生労働省と環境省でこの2つの担当課の職員をしておりましたのでよくわかるところがあるんですけども、動物愛護法は法律の趣旨が、ご質問でありましたように、動物の愛護のための法律ですので、そういう所有者、占有者のいない野良犬に対応するのは限界があると思います。可能性があるのは狂犬病予防法のほうだと思っています。

ご質問にありましたような予防員を活用するというのの一つの手だと思いますので、後ほど担当課長から説明させますが、香川県の権限に法律上なってますので、どれだけのことができるか香川県、小豆島の保健所と相談をしていきたいと思っております。

2点目の草壁廃棄物護岸埋め立てですけれども、この事業は事業主体は香川県であり、平成10年に埋め立てに着手したもので、埋め立ての免許期間というのは平成25年11月26日までと承知をしております。

この埋め立てについては、埋め立て着手後の平成17年9月に旧内海町議会の建設常任委員会、全員協議会におきまして、内海町下水道構想の見直しの承認をいただいております。

ので、当初の予定だった下水道処理用地としての利用はなくなったわけでありまして、香川県に対しまして利用計画の見直しをお願いをしておりますけれども、現時点では具体的な明らかな方向性の結論はまだ得られておりませんが、この埋め立てによって造成される土地は、小豆島町のまちづくりや地域活性化に寄与する土地にしなければいけないと思っておりますので、そういう考え方に基づいて今後とも県とよく相談をして所要の結論を得たいと思っております。

詳細について担当課長から説明いたします。

議長（秋長正幸君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（樋元一郎君） 谷議員のご質問にお答えいたします。

坂手地区の野良犬につきましては、1カ所に数十頭の野良犬が集まり、子供や老人が怖くて道路を通行できないなどの苦情が多くございましたので、7月6日のジャンボフェリーによる神戸航路の開設の前に新たに3基の捕獲箱を購入した上で5基設置しまして、野良犬の捕獲に取り組みました。

しかし、当初は捕獲できていたものが1頭ずつしか捕獲できないために、順次残存しました野良犬が学習することと、また餌やりをする人によって妨害されるようにもなりまして、捕獲箱での捕獲が困難になってまいりました。

このため、新たな方策としまして、サークルといたしまして、囲いを設置しましてその中に餌を入れるという方法で捕獲を試みましたが、これも捕獲箱と同様に野良犬が学習していくためになかなか捕獲が難しいという状況になっています。

そこで、ご質問にあります餌やりに対する指導、勧告については、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく勧告、命令につきましてはたくさんの数の犬などを飼育している者の管理が十分にできていない事態において行うというものですので、餌やりをする人に対するものではないと理解をしております。

しかし、野良犬による人への危害防止や迷惑防止の観点から、餌やりをそのまま放置するわけにはまいりませんので、職員が餌やりを見つけたり、住民からの通報が入った場合にはやめるように指導しなければならないと考えております。また、野良犬の捕獲につきましては、ご指摘のとおり、狂犬病予防法にのっとり粛々と措置を行うべきと思っております。

次に、小豆島町において捕獲人を確保することはできないのかという点についてです

が、香川県は小豆島管内に捕獲人を現在は置いておりませんし、置く予定もないようでございますので、置いていただくように速やかに要望していきたいと考えております。

さらに、民間の会社等に野良犬の捕獲を委託する考えについてですが、香川県下には有限会社長崎県畜犬愛護指導協力会のように委託を受けて捕獲を行う民間の会社はないと認識しております。

しかし、近県におきまして、高知県に1社だけ民間の会社が市の委託を受けまして野良犬の捕獲作業を行っております。また、岡山県にはある協同組合が来年の4月から岡山県より野良犬の捕獲業務を委託される見込みで現在準備を進めております。今後はこの2つの団体を初め、各地から情報を入手しながら、委託ができるかどうかについて検討をしてみたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 建設課長。

建設課長（尾田秀範君） 2点目の草壁廃棄物護岸について状況等の説明をさせていただきます。

草壁廃棄物埋立護岸は、平成10年2月20日に公有水面埋立免許を取得いたしております。平成10年11月27日に工事着手し、10年間の許可でございますもので、当初予定では10年後の平成20年11月26日までに竣工予定でしたが、公共事業等の減少に伴いまして、搬入土砂の減少等の理由によりまして埋め立ての進捗が進まず、平成20年11月に新たに5年間の埋立期間延長申請を行い、埋立期間延伸許可をいただき、現在は平成25年11月26日までの免許となっております。それから、搬入土砂の量によりまして完成時期が決まりますことのご理解をまずお願いしたいと思います。

また、草壁廃棄物埋立護岸の埋立面積は全体で約10万1,000平方メートルの用地で、現在の当初利用計画では下水道処理用地2万1,820平米、住宅用地1万5,079平方メートル、製造業用地3万1,627平方メートル、道路用地6,218平方メートル、緑地用地2万1,844平方メートル、護岸用地4,410平米の内訳となっております。

また、護岸用地以外はすべて売却用地として県のほうでは現在考えての利用計画となっております。

次に、埋立土砂数量は全体で96万5,000立方メートルの量でございます。11月末現在、県のほうに確認しましたところ、現在までに81万8,557立方メートルの埋め立てが終わっております。進捗率でいきますと84.8%の搬入が完了しております。残り14万

6,443立方メートルの受け入れが可能な状況でございます。

このような中で、許可期間の残りもあと2年間となっております。現在、事業主体の香川県においては当初の埋立利用計画も、埋立年月の経過の中で町の公共下水道処分場用地としての利用計画も考えられなくなっておりますことから、当初利用計画の見直しを検討するという約束はいただいております。

ただし、小豆島の建設残土の処分場が本当に早急に埋めてなくなっても大丈夫なのか、今年のような土砂災害が発生する土砂の公的な土砂の処分場がなくなってもよいのか等の悩みも最近持っておるようでございます。

したがいまして、現時点において、谷議員の完成時期等の質問に対し、正確にお答えできる状況でないのが実情でございますが、町に新たにできる貴重な土地でありますことから、事業主体であります香川県に対して町の発展に寄与できる利用計画の見直しを行ってください、搬入計画及び完了時期の明確化を求めていますことご理解をいただきますとともに、県のほうに今回質問等のことも依頼をしましたところ、議員各位におかれましては用地の有効利用のご意見、アドバイス等がもしございましたら伝えてほしいという依頼も県のほうからいただいておりますのが実情でございます。以上です。

議長（秋長正幸君） 13番中江正議員。

13番（中江 正君） 私は1問だけご質問をさせていただきます。

オリーブのさらなる植栽、拡大について。

10月19日から21日に私たちほとんどの議員が九州熊本県御船町、天草市、長崎県南島原市を選んで視察研修しました。どれも本当に勉強になりました。御船町の議会活性化は私たちに投げかけられている現実の問題でした。

塩田町長も参加されましたが、南島原市でも大切なことを学びました。南島原市は島原の乱以来、深いご縁があり、姉妹都市という長年の関係がある上、今回先進的に障害福祉事業に取り組んでおられるほかにわ共和国の長年の取り組みと私たちの課題を聞くことができました。今後に生かしたいと思います。

天草市では、オリーブを植えている九州電工の栽培状況を視察しました。また、その視察研修の中でオリーブ課の城課長から、幸せを呼ぶハートのオリーブを商業登録すること

に成功したと聞き本当に喜んでいます。塩田町長も、先日の四国新聞で、オリーブオンリーワンではなくトップワンを目指すと言われていますが、その決意も聞きたいと思っています。

私が今回質問いたしますのは、小豆島町におけるオリーブの植栽、拡大についてでございます。今、オリーブは町の支援、補助と農業者の努力などで本数が昔に近くなっていることを喜んでいます。

しかし、今回視察した天草市に限らず、オリーブが見直されかなり幅広く植えられていることを考えると、植栽、拡大して小豆島に行くところへ行ってもオリーブがあるという地域にしなくてはならないと考えています。難しいから先延ばしする問題ではなく、町が考えている、また町長が考えているオリーブトップワンを呼びかけ、住民の協力を得ることだと思います。

広島県の江田島市にも数千本のオリーブが元ゴルフ場に植えられたことを聞いています。

先日、オリーブホールでの講演を聞いても、自然の贈り物であるオリーブをもっと拡大する必要があると思いました。果肉を絞って油がとれるオリーブのすばらしさを再確認しました。講演を聞く限り、オリーブを利用することにより健康になるのじゃないかなと思いました。講演を聞いてオリーブのすごさを感じましたし、病院問題と同じとは言いませんが、オリーブ植栽の拡大は小豆島にとっても大切なことではないか、町民の健康問題であり、目的は同じではないかと考えるようになりました。せっかくの自然と先人の苦勞等思うとき、まだまだオリーブは少ないと思います。

ジャンボフェリーなどの船も坂手港に就航し、小豆島の発展の兆しが見えていますので、あらゆる整備が必要だと思います。その一つであるオリーブ植栽に本格的な取り組みをするべきだと思います。

私が島バスの運転手のとき一番困ったのが沿道にオリーブの木が少なく、オリーブの小豆島というからどこを見てもオリーブでいっぱいだと思ったという観光客の対応でした。土庄港を出ると最初の信号にうまくとまると、左側にオリーブの木がありましたが、あとは内海までガイドさんが説明できるオリーブの木がありませんでした。オリーブ100周年も過ぎて、改めてオリーブのよさをかみしめ、観光客も喜ぶ体制、車窓からオリーブが見えるように増やしてほしいと思います。夢に向かって進むことはとても大切なことだと考えます。

坂下町長から塩田町長へバトンタッチしている夢の一つが本格的なオリーブの産地だと

思います。考えてみますと、100年以上前からの先人の方の苦勞や、歴代町長の夢もまたオリーブの小豆島、平和な島、二十四の瞳の小豆島、観光小豆島だったと思います。

「育てて楽しむ・はじめてのオリーブ」という本を見ました。この本でございます。少し値が張りますけど1,200円で売っております。僕も初めて見ました。オリーブの本が本屋さんの店頭で並んで欲しいと思います。

そこで、提案いたします。三都半島と田ノ浦半島、西村オリーブ公園の上の農道など、小豆島の沿道にもっとオリーブを植えられないものかと思えます。だれが管理するのかと言われそうですが、私が思えますのは地元自治会の協力をいただくしかないのではないかと考えます。

オリーブ油を売ることも大切ですが、身近にオリーブがあり、食卓にオリーブが使われることにより、あの沖縄に追いつき追い越して日本一長寿の島にできるのではないかと思います、私の憶測ですけど。その呼びかけを強め、協力を求めることこそ大切ではないかと思えます。オリーブの植栽、拡大を提案し、町長の考え方、決意をお伺いいたしたいと思えます。よろしく願いいたします。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 中江議員のご質問にお答えします。

オリーブの振興についてさまざまご提案をいただきましたが、全く大賛成でございます。オリーブの振興については、昨年からはオリーブトップワンプロジェクトを官民で取り組んでおりまして、植栽技術の向上であるとか、小豆島のブランド力の向上であるとか、後継者確保あるいは植栽面積の拡大とか、いろんな課題に取り組んでいるところであります。

オリーブの栽培面積も最盛期の水準になってますけれども、ご質問、ご提案がありましたように、小豆島に行けばどこにでもオリーブを見られるということが必要だと思いますので、オリーブの植栽面積の拡大は引き続き強力に行うことが必要であると思っております。

いろんなことをしなければいけないんですが、ご提案にありましたオリーブが健康、長寿にいいという話はそのとおりかと思っております。横山教授が来られたときは、たまたま出張と重なりましたので講演を聞くことができませんでしたが、その後テープを聞かせていただきました。先日東京で横山教授にお会いしていろんなご意見をいただきました。横山

教授とは全く意見が一致いたしまして、オリーブが健康、長寿にいいということはイタリアの島々、地中海の島々で世界一の健康、長寿が実現しているということで、医学的にも間違いなことだと思っています。

その後、横山教授だけじゃなくて、香川短期大学の北川名誉学長も、香川県の食育活動推進協議会の会長ですけれども、オリーブが生活習慣病の予防とかに非常にいいということで、小豆島ではオリーブを活用して健康対策を進めるべきだと、かねてから言われておりました。先日も北川教授にもお会いして、先生のお知恵もかりながら小豆島でオリーブを活用した健康、長寿づくりに本格的に取り組みたいということを申し上げまして、ご協力を確約していただいております。

来年度からになると思いますが、予算の際にまたご提案をしてご審議をしていただくとと思いますが、学校給食あるいは家庭でのオリーブの活用、それからレストランでのオリーブ料理の開発とかいろんなことに本格的に取り組みたいと思っています。

そのことで、健康、長寿が実現し、医療費とか介護費用の削減にも繋がりますし、何よりも小豆島のイメージ、平和で健康でオリーブの島と、イメージが上がることで観光客も、また移住する人たちも増えるきっかけになるのではないかと考えています。

歴代の町長同様、オリーブを通じてのまちづくりということで全力を發揮したいと思っております。

詳細は担当課長から答弁いたします。

議長（秋長正幸君） オリーブ課長。

オリーブ課長（城 博史君） 中江議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問の中の坂手港などへのオリーブの植栽につきましては、オリーブトップワンプロジェクトの取り組みの中で、島の玄関口の景観整備が計画としてございます。これに沿って、今年の7月6日に坂手港から神戸間に16年ぶりにジャンボフェリーが就航いたしましたことから、坂手港に樹齢70年のマンザニロという品種のオリーブの木をシンボルツリーとして植樹をするべく、さきの9月議会で補正予算をご議決を賜ったところでございます。また、島の玄関口の整備につきましては、坂手港に限らず順次計画的に整備をしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、三都半島や田ノ浦半島、また西村オリーブ公園の農免道路などへのオリーブの植栽につきましては、現在までのところ、ご存じのように、町内の国道、県道沿いで立地や

栽培条件が整う場所にはオリーブは既に植えられておりまして、オリーブ並木推進会や香川県などによって管理が行われておるところでございます。

中江議員のご提言は、景観木としてのオリーブの植栽をということかと思いますが、三都半島や田ノ浦半島への植栽につきましては栽培適地か否かを含め、立地はもとより、後々誰が管理をするのかという観点から考えますと、自治会などからの自発的な取り組みを望むところでございます。

また、農免道路沿いにつきましては、複数の特区参入企業や新規農業参入者によりまして、現在も順次生産拡大が進められておりまして、一つのシンボルゾーンとして、また隣接地にはオリーブ公園やオリーブ園などもあり、今後も適切な栽培管理がなされていくものと考えております。

次に、今後のオリーブの植栽の考え方でございますが、個人農家も年々高齢化してきておりますことから、将来的には優良園地を体力のある企業に集積を図っていかなければならないと考えておりますけれども、現状をどう維持していくかに力点を置いた施策を展開をしていくとともに、平成22年度末の耕作放棄地が山林化している田畑を除きまして約190ヘクタールあるということでございますので、この190ヘクタール耕作放棄地があるんですけれども、中には栽培適地でないところも当然含まれておりますし、栽培適地であっても土地所有者の了解を得る必要がございます。

こういったことがございますので、既にこの190ヘクタールのうちから、23年度にはさらに約2ヘクタールでございますが、3つの企業、2人の個人が新たに耕作放棄地の改善の見込みもございます。徐々にではございますが、栽培面積については園地拡大希望の企業などによりまして増加していくものと考えております。

これと並行いたしまして、町といたしましてはトップワンプロジェクトの方針に沿いまして、島の玄関口へのオリーブの植栽であるとか、今年からオリーブを学校給食に導入をいたしましたわけでございますが、学校園のない小学校が中に2校、中学校で1校、計3校の学校園のない学校がございますので、これらの計画的な植栽を進めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、オリーブで長寿の島にというご提言につきましては、先月の23日に東京慈恵会医科大学の横山教授を講師としてお招きしたオリーブを親しむ講演会で、議員ご自身がお出席をされての思いと推察をいたしますが、町長が答弁でも申し上げましたように、先の講演会で得られました成果をさらに実りあるものとするために、来年度から新たなプロジェクトを設けまして、オリーブで生活習慣病を予防し、健康、長寿の島づくり

を目指した取り組みを進めてまいりたいと考えております。どうか議員各位におかれましても、ご家庭で、また地域でご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。以上です。

議長（秋長正幸君） 13番中江議員。

13番（中江 正君） かなり強固な取り組みを今報告されました。

1点ですけど、いわゆる昭和40年代、銀波園でガイドさんが、ここが景勝地であるとか、発祥地であるとかという案内をしてました。今見るともう野ざらしです。これが銀波園の風光的な部分があります。

もう一点です。太陽の丘、ピースパーク、これ大平元総理が県花、県木ということで植樹をしております。そこには平和の鐘、3つつくと100円納めないかんのんですけど、そこもちょっと荒れ放題になっております。

できれば、小豆島は発祥地でありますので、土庄町と検証してそこらも管理していただきたいのと、このように思っておりますが、これ1点だけお伺いします。

議長（秋長正幸君） オリーブ課長。

オリーブ課長（城 博史君） 中江議員の再質問にお答えいたします。

小豆島のオリーブの発祥は、私は明治41年、西村のオリーブ試験地に約1.2ヘクタールに519本が定植されたと記憶をしております。

ピースパーク等の管理をどうにかできないかということでございますが、現状から考えますと、現在の所有者に呼びかけるしかないのではないかと思います。以上です。

議長（秋長正幸君） 6番森崇議員。

6番（森 崇君） 私からは、すべての原発の見直しを地方からということで1問だけ質問いたしたいと思っております。

3月11日の東日本大震災による地震、津波の被害額は約16兆9千億円と当時言われました。福島原子力発電が大爆発を起こして、1号、3号、4号基は水素爆発、建屋が吹き

飛び、世界でも例のない事故となり、配管は破裂、冷却水は破断、ウランが灼熱状態となって燃料棒は2,000度、炉心が溶解するメルトダウンが起きました。

信じられないほどの津波が押し寄せる様子や、原発に水をかけ続けたことはテレビで見ましたが、福島原発事故はソ連のチェルノブイリと同じレベル7となりました。地球にとって一大事が起こって、私たちは原発災害が入っているパンドラの箱をあけたと思います。

福島原発近くの町、9町が50キロから100キロ離れたところに役場を移したと思います。犠牲者は、死者、行方不明者合わせると約2万人であり、この12月には避難者、転居者が33万2,691人を数え、転校者は10月に約2万人にもなっています。この小豆島町にも移り住んだ方がいますが、温かい目で見なくてはならないと思っています。子供のことを考えて、親戚や故郷と遠く離れて過ごすことを決意せざるを得なかったというように思います。何も知らされてない、知らないのは私たちだと思っています。

NHK朝ドラは「おひさま」から「カーネーション」になりましたが、戦争の悲惨さが訴えられています。あの戦争と似ているのは本当のことを知らせないことだと思います。NHKでは、12月4日にあの戦争のことを誤った国策を信じと報道してました。私たちは考え直す必要に迫られていると思います。

もともと原子力の平和利用、アトムズ・フォー・ピースという言葉は、アイゼンハワー大統領がつくった言葉だと聞いて唖然としました。原子力発電は安全だと政府も電力会社も言い続けてきました。私も優秀だった同級生が四国電力で勤めていましたし、電力職場を奪う論理は持ち合わせていません。

しかし、安全神話は崩れたのです。事故後、マスコミの報道は大変な数です。今までにも原発が臨界に達していたことや、事故報告を隠していたことが多くありました。確かに電力は必要ですので多くの方が電力イコール原発必要という答えしか出てこないのが普通だと思いますが、これだけの犠牲者が出てもまだ仕方がない、原発は必要だということで済みますのでしょうか。

私も今日まで高潮問題や航路問題、内海ダム再開発問題で調査したり、本や新聞を読んだつもりです。この原子力問題についても、広島原爆や長崎原爆、第五福竜丸事件などを知り、核と人類は共存しないという考えを持っていました。

しかし、電力問題は国が考えるという問題という弱さが私自身にあったと思います。とてつもない原子力の破壊力が有無を言わせず無数の罪なき民の命を奪った原爆の恐ろしさを心底知っていなかったとも反省しております。

1人でも大問題ですけども、36万人の子供の検査が始まったんです。25年前のチェルノブイリ原発事故で子供の甲状腺がんが多発した教訓を生かしたものです。空気や水、食べ物を通じて体内被曝する。瀬戸内海だけが安全で済まないと思いますが、特に私たちの身近なところにある愛媛の伊方原発については、正しい選択が必要だと思います。

先日の四国新聞に小豆島町は伊方原発が必要と載っていました。香川県内でも原発反対の町もありました。小豆島町も原発を見直すよう考え直してもらいたいのです。未曾有の原発事故を重く見た結果、もんじゅを廃炉を含めて見直しが始まっています。

電力会社のやらせや仕込み問題では幹部を処分していますが、それだけで済まず、政府も原発をゼロにしてでも日本の産業、生活が成り立つ状況を一刻も早くつくと枝野経済相が言ってます。連合の古賀会長も、一度事故が起きれば甚大な被害をもたらすので、原子力に依存しない社会を目指していくと大会で方針転換されました。電力総連の組合もありますので大変な決意だと思います。

自然のバランスを崩すからという理由で、外国からの動物や植物の持ち込みにチェックがかかります。同じように、山にアジサイを植えようと思っても自然のアジサイとの交配を考えなければなりません。すべてがつながっていると改めて思います。

放射能汚染は地球、人間をその地域に住めなくして、完全に自由を奪っています。その地域に住めないという立入禁止区域を設け、故郷や人間の文化もなくなっていくことを考えても、原発に依存する生活は根本から変えるときだと思います。

黄砂が中国から飛んでくるように、確かに地球は一つです。大気圏内核実験や原発事故を過ぎ去った過去のものだから、電気も必要だし、原発は仕方ないでは済まないところまで来ています。

東日本大震災の原発事故から8カ月過ぎました。きょうは9カ月過ぎましたけど。今も原発から離れた地区の米から基準値を超えたので出荷を停止していることが12月3日の新聞に載っていました。しかし、生き続けなくてはなりませんし、人間にとって全体的反省は必要だと思います。

地方から原発政策そのものを見直すことが必要になっていると思います。地域ごとにエネルギーを考える小水力発電や、石炭より天然ガス発電はCO₂が少ないなど、環境負荷が軽い利点があると言われていきますし、再生可能エネルギーの利用促進策も、政府も提言しています。

何事も一挙には進まないことはよく理解しているつもりですが、四国愛媛にある伊方原発も見直しが必要と考えます。国が考えることで済まない問題だと思いますので、町長の

答弁を求めます。この問題は、子供たちの影響が大きく、将来がかかっていますので、教育長の考えもお聞きしたいと思います。

ちょっとページ数が違いますけども、この地震、津波、事故も知ったこともあり、これからの道を選ぶには専門家の本格的な知識や、福島の実態、そしてチェルノブイリ事故などの過去の正確な資料を見なければ正しい選択、判断ができないと思いました。

原発は、全国で54基も設置され、地域に定着しているのですぐの廃炉は難しいことだと思っています。企業家は電力のことを心配していると思います。しかし、軍事産業や銃をつくっている企業を正当化することは間違っていると思います。

ここに小出裕章さんが書いた「放射能汚染の現実を超えて」という本があります。その中には、25年前のソ連チェルノブイリの事故のとき、8,000キロ離れた大阪府の母親の母乳から放射性沃素131を検出したこと、第五福竜丸が被曝したアメリカのビキニ環礁、水爆実験を初め、ソ連、イギリス、フランスなどが地球上で既に423回、大気圏内で核実験をしており、国境に関係なく地球の隅々まで放射能が既に世界に回っていることなどが書かれていました。これ調べたんですけど、アメリカが193回、ソ連が142回、中国が22回、イギリス、フランスが66回、計423回でございます。

一貫して書かれているのは、原発に反対した私の、その本ですけど、世界では電気がないところで住んでいる人たちがいるが、特に電気の恩恵を受けていない子供たちにも放射能汚染が行き渡る。子供たちはこれを吸収しやすい、このことは自分にも責任があると本に書かれています。一般的には電気が必要だから原発は仕方がないというのが主流でございます。

なぜ原発が54基も日本にできたのか。チェルノブイリの事故はどういった意味があったのかなど、ほとんど知らされてこなかったのが原因だと思っています。上で決めたことですけども、当然私たち大人には責任があると思います。「八日目の蝉」にもあった小豆島は美しいところだ、神々とともに生きている考えは正しいと思います。もし、伊方原発事故が起こったら、瀬戸内海の山、海、畑、池、そして水、そして自然と人間を初め、すべての魚や動物が汚染され、瀬戸内海の島々も住めなくなると思います。

福島でも小さな島、60世帯の島で水も飲んではいけなくなり、全世帯が当時避難していました。すぐ近くに伊方原発が爆発し、風が東に向いて吹き、雨が降ったらどこへ逃げるのでしょうか。故郷や営々として築いた文化も神社も、すばらしい景色も、自分の家や家族も離れ離れになります。町役場も病院も福島の例を見る限り同じだと考えなくてはなりません。よそごと、他人事で済まされなくなったと思います。

瀬戸内海も南海地震、東南海地震の予知も出されていますが、寛永地震1707年、安政南海地震1854年の地震では、小豆島でも大きな揺れが4日間あり、戸外の畳の上や竹やぶの中で寝起きしたと言われています。当時、大津波も発生し、南海から紀伊半島沿岸の高さは5メートルから10メートルと当時のことが推定されています。

今回の東日本大震災の仮設住宅は、阪神大震災の5万8,127戸を上回っています。寒い東北地域の生活を考えますし、小豆島の方や親戚もおられます。10月9日より始まった18歳以下の全員対象甲状腺検査は36万人となっていますので、ご答弁をよろしく願います。ありがとうございました。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 森議員のご質問にお答えします。

原発の問題ですけれども、私は環境省に勤めているころ、柏崎原発を視察したことがございます。当時、環境省の幹部で原発の視察に来たのは初めてだと言われました。視察しましたところ、物すごい分厚い壁が二重、三重にありまして、原発というのは安全性は十分担保されていると感じて帰りました。

しかしながら、先般起きた福島原発事故は、確かに壁はありましたけれども、もろくも崩れましたし、津波が来ることによって外部にある電源が繋がらなくなれば、もろくも原発の安全性が壊れるということを感じました。今から考えると、外部からの攻撃とか内部からの爆発のみを想定した安全対策であったと思います。あれほどの事故が発生した以上、安全性は現在の原発は担保されていないと私は考えております。

四国新聞の記事ですけれども、私の趣旨は伝わってないと思います。私は安全性が担保されることが再開の条件だと考えて、そのことを事務方に伝えつつもでありまして、現時点で安全性の担保はないと思っております。森議員と考え方は同じだと申し上げておきたいと思います。以上です。

議長（秋長正幸君） 教育長。

教育長（後藤 巧君） 森議員のご質問にお答えします。

福島第一原子力発電所の未曾有の事故以来、その安全性について漠然とした不安を抱いている人は少なくないと思われます。原子力発電や放射能について、正しい知識を持ち合

わせていないことがその大きな原因の一つではないかと思われま

す。個人的には、将来的に太陽光や風力などの再生可能エネルギーへと移行すべきであると考えますが、小・中学校においては原発も含めて、原子力のことについて正しい知識を学ぶことが最も重要であると考えます。

今年度から、小学校の新学習指導要領が全面実施、また来年度は中学校で全面実施となっております。新学習指導要領を見ると、小学校学習指導要領解説、社会科編の3、4年生の内容では、火力発電所や原子力発電所においては、環境に配慮していることや安全性の確保に努めていることについて取り上げることも考えられると記載されており、小学校においては、原子力は環境に配慮して、安全性の確保に努められているものであるという位置づけと考えられます。

次に、中学校学習指導要領解説、理科編では、原子力発電ではウランなどの核燃料からエネルギーを取り出していること、核燃料は放射線を出していることや放射線は自然界にも存在すること、放射線は透過性などを持ち、医療や製造業などで利用されていることなどにも触れるとなっております。中学校では、核燃料が放射線を出していることはしっかりと扱っていますが、放射線とは自然界にも存在し、医療や製造業などでも利用され役に立つものという位置づけもとらえられております。

いずれにいたしましても、原発について危険なものなので必要ない。いや、安全で生活に欠かせないものというように、どちらかに偏ったとらえ方ではなく、いい面と悪い面のバランスのとれた学習が大切であると考えています。

そのため、小学校及び中学校における原子力やエネルギーに関する指導の一助として、文部科学省と経済産業省によって制作された新学習指導要領に対応した原子力に関する副読本を町内の小・中学生に配付する予定にしております。

つまり、原子力やエネルギーについての正しい知識については、小・中学校の段階から子供たちの発達に応じ、きちんと教えることが最も大切であると考えます。そして、学んだことをもとに、みずから考え、判断する力を育成することが大切であると考えます。

今後も必要に応じ、当副読本を活用した学習活動が展開されるように、各小・中学校に対して指導していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。以上で答弁終わります。

議長（秋長正幸君） 6番森議員。

6番(森 崇君) 放射能について考えてみようというこの、多分副読本だと思います。小学生のための放射能汚染副読本と書いてます。これをちょっと見ましたら、内部被曝、原発が爆発したのは外部被曝ですけど、内部被曝、長いことあった、途中で入った、物を食べた、水を飲んだと、肝臓なら肝臓にたまったらこぞうっと放射能があるということで内部被曝であります。内部被曝について余り書かれてないと思いますので、やっぱり一緒に勉強して、僕がすごく思うのは、今まで放射能のことをほとんど知らない、電気のこと原がなくなったらどうなるんだということもほとんど知らないということですから、一つは内部被曝について一緒に考えてもらいたい。これは教育長に質問ですけど、そういう意味で内部被曝についてのこの資料がほとんど載ってないということ。

それから、今54ある原発のうち稼働してるのは多分11だと思うんです。あとはほとんど点検に入ったりなんかして止まってると思いますけど、それについての感想をお願いしたいと思います、教育長。

議長(秋長正幸君) 教育長。

教育長(後藤 巧君) 今、森議員からの質問ですけども、内部被曝については小学校の段階で恐らく文科省としても、経済産業省としても触れることはまだ早いという考えではないかなと思います。教える段階にいたしましても、恐らく学級活動等の保健の領域で中学校、高校になって教える段階かと思われれます。ですから、避けるという意味じゃないんですけど、発達段階があるということでご理解願いたいなと思っております。

原発の今稼働してる11基、そのあたりの具体性については3、4年生の段階では教えることはありません。原子力発電というのは大きなとらえ方で、こういうものだというとらえ方が小学校の段階だということで、ご理解いただきたいと思っております。以上です。

議長(秋長正幸君) 6番森議員。

6番(森 崇君) これもう一つだけなんですけど、9月29日の四国新聞にコスト減、10年で2兆5千億円、人員削減7,400名、こういうことでこの罪のない人たちが結局首切られていくということに対しては、これはやっぱりちょっと物を言うていかないと、政府が選んだ原発の会社へ入った人が7,400人も首切られるということがあると思いますんで、これは一緒にまた考えていきたいと思えます。答弁は要らないと思えます。以上で

す。

議長（秋長正幸君） 暫時休憩します。再開は10時55分とします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時54分

議長（秋長正幸君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（秋長正幸君） 8番安井信之議員。

8番（安井信之君） 私は、奨学金のさらなる拡充について、町長、教育長の考えを聞きたいと思います。

今年度から拡充された福祉関係の奨学金については、保護者からも好評であると聞いております。今回の改正は、医療職等の確保並びに少子化対策を兼ねた施策であると認識しています。

しかしながら、学校教育課関係の奨学金制度は、合併での事業すり合わせの中で、旧池田町で行っていた月額5万円、卒業後地元に戻ってきたら償還免除という制度から、月額3万円、償還免除というふうな制度はなく、改悪されました。旧町時代に行っていた事業は、人材の確保が主な目的であったと認識しています。これからの人口減少を考えるにおいて、小豆島の産業の人材確保は行政の大きな課題であると考えます。

そこで、学校教育課関係の奨学金制度を拡充し、少しでも小豆島に戻ってくるきっかけにするべきだと考えますが、町長、教育長の考えを伺います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 安井議員の質問にお答えします。

奨学資金制度は、経済的理由により就学が困難な者に対し、奨学資金を貸し付けることにより就学の機会を確保するための制度ということだと思っておりますが、この奨学資金制度は従来に増して小豆島町においては重要であると思っております。

というのは、東京とか大阪にお子さんや大学等にやる費用が従来よりかさんでいる。私

が、例えば大学に行ったときは、国立大学の授業料は月千円でしたから、それとはもう全く違う時代になっています。小豆島のお子さんを抱えている世代の所得状況も考えますと、お子さんを都会の大学等に送り出すというのはまことに大変な時代になっていると思います。また、人口減で苦しんでいる中で、できるだけ都会を一度経験した上で島に帰ってきて島で活躍してもらいたいと思っておりますので、ご指摘のように医療福祉職の奨学金制度と、一般の奨学金制度に金額、奨学資金に差異があることは合理的な理由はないと思いますので、額についてはそろえるべきだと思います。

その上で、専門職としての資格を取って島に帰る場合と、一般の場合と、どのような違いがあるのか、どうすれば説明がつくような制度がつけられるかについては研究をしまして、来年度予算に反映したいと思います。

議長（秋長正幸君） 教育長。

教育長（後藤 巧君） 安井議員のご質問にお答えします。

教育委員会所管の奨学金については、旧池田町、内海町、両町の合併協議のときに両町の制度を一本化したという経緯がございます。合併協議の中で、新町での運用は基金運用をベースにした上で、毎月の貸出額を幾らにすればよいか、額と貸付人数により基金がどうなるのか等をシミュレーションし検討しています。

合併協議の結論では、基金での運用を前提に、長期に安定的に運用するには、旧池田町並みの貸付額で、貸付人数を少なくする選択よりも、貸付額を旧内海町並みにして貸付人数をできるだけ広げ、より多くの方に修業の機会を与えることができる3万円を貸付金として選択しています。

また、それまでの2町の実績をもとにして、高校生5人、大学生等に15人まで対応できるようにしたとの記録となっております。したがって、旧池田町に比べ額では少なくなりましたが、対象人数については、それまでよりも拡大したということになっております。

また、旧内海町では、住民福祉課主管の制度の保健医療関係職就学資金制度で行っていた町内の施設に5年間就業すれば返還が免除というものがありましたので、それが旧池田町で行っていた制度と類似の制度になろうかと思えます。

今後についてですが、今町長も答弁したように、大学等の授業料も年々増加していますので、現在大学生等に対する月額については、保健・医療・福祉関係職就学資金と同額の月額5万円として、24年度から実施する方向で調整したいと考えております。

人員枠を維持した上での額の増額をする場合は、新たな基金の積み立ても必要となるかと思しますので、財政担当課とも協議の上で、一定の方向性を見つけたいと考えております。

なお、旧池田町で実施しておりました町に帰ってくれば償還免除ということは、住民福祉課主管の医療福祉職関係の奨学資金制度よりもよい条件となりますので、教育委員会だけではそういった制度を検討することはできません。資格取得を目指して大学等に行き、島に帰ってきて施設で働く方とは一線を画したいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

議長（秋長正幸君） 8番安井議員。

8番（安井信之君） 私は、先ほど教育長が言われた医療職と今度一般的な教育委員会主管の奨学金制度の受ける方々で、こっちに帰ってこられる人というのは島のリーダーになるというふうな部分もある。また、その人がおることで島の産業も衰退していく部分がちょっとでも遅くなっていくのかなと思いますけど。

そういうふうな形で、同じような形でこちらの方に帰ってこられたら減免という、いうたら帰ってくるきっかけづくりになるのではないかなというふうに思います。というのは、もう都会に出ると都会の、親としては都会の企業にというふうなことになりますが、今いろんな雇用問題でいろいろ就職率云々のことがありますから、その辺のきっかけづくりの中で人を確保するというふうな部分で、町としてもやっていくべきではないかなと思いますが、その辺はいかがですか。

議長（秋長正幸君） 教育長。

教育長（後藤 巧君） 今、安井議員さんの質問ですけども、医療福祉奨学制度では、帰ってきた場合に施設で5年間働くという条件があります。そういう条件があって、片一方学校教育課のほうでは、ただ帰ってきたらいいというんでは条件が余りにも違い過ぎるんじゃないかと思うんです。ですから、このあたりはやはり今から、先ほど町長もお答えしたように、どうなっていくのか、どうしたらいいのかということを経験して決めていく必要があるんじゃないかなと考えております。以上です。

議長（秋長正幸君） 8番安井議員。

8番（安井信之君） 私が言よんは、こっち帰ってくるということはこちら側の企業なりで働いてもらうというふうなことです。その中で、役場もその分の一つの分にもなりますし、それぞれ醤油業界、つくだ煮業界の中でもそういう人が活躍してもらうというふうなことが必要ではないかなというふうなことで、人員確保の面から言うてもその辺は同じような制度に持っていくべきではないかなと思いますけれど、町長、どうですか。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 安井議員のご提案の趣旨に沿って、来年度予算編成までに解決して、議案を提案しますので、その際ご審議いただきたいと思います。

議長（秋長正幸君） 4番柴田初子議員。

4番（柴田初子君） 私からは2件の質問をさせていただきます。

初めに、救えるはずの命が救えない、こうした状況を打破するために、ワクチンの公費助成の必要性を痛感いたしております。そこで、小児用肺炎球菌、H i b、子宮頸がんの各ワクチンの24年度からの公費助成についてお尋ねいたします。

小児用肺炎球菌は、多くの子供の鼻や喉にいる身近な菌です。子供の体力や抵抗力が落ちたときなどにさまざまな病気を引き起こします。細菌性髄膜炎など命にかかわる感染症の原因ともなる菌を予防するワクチンです。同ワクチンの場合、小児期だけでなく、高齢期まで肺炎を防ぐ効果は続く利点もあります。また、子供に身近な感染症である中耳炎にも一定の予防効果があると期待されております。

H i bワクチンは、諸外国では定期接種化しているにもかかわらず、日本では任意のままの予防接種の一つです。H i b菌も主に5歳ぐらいまでの子供の細菌性髄膜炎の原因となる細菌です。細菌性髄膜炎は脳を包む髄膜に菌が取りついて炎症を起こすものです。日本では、1年間に1,000人が発症し、そのうち5%が死に至っています。また、救命できても約25%が脳に後遺症が残るという恐ろしい病気です。

両ワクチンとも全額自己負担となると、肺炎球菌の場合は8千円から1万1千円、Hibワクチンの場合は、4回接種なら3万円前後と高額な費用がかかり、子育て中の家族にとっては経済的な負担が大きく、接種にブレーキがかかってしまっています。

また、全額助成をしていただけるうちに接種させてやりたいが、発熱や風邪などの体調不良を繰り返しなかなか受けさせられないとの悲痛なお声もお聞きします。子供たちの命を守るため、安心な子育て環境づくりのため、ぜひ公費助成を続けていただきたいと思えます。

子宮頸がんは、日本では年間1万5,000人が罹患し、そのうち3,500人が死亡していると推計されています。近年では、特に20代、30代の若い女性の罹患が急増し、死亡率も高いことから、女性の健康と生活に深刻な影響を与えているがんです。しかし、ワクチン接種と定期検診によりほぼ100%予防できる唯一のがんと言われています。現在、対象年齢層に全額補償での接種が実施されており、小豆島町においても9月末までに約79%の高い接種率となっております。担当課の皆さんの啓発の努力と思われまます。今年には未曾有の東日本大震災が起こり、多くの命が奪われました。

また、若い女性のがんに侵され亡くなるという悲しい実話がテレビでも放送されてきました。さまざまな角度から命の大切さ、救える命を救いたい、若い命を守りたいと願う関心の高さがうかがえます。しかし、これが再び自己負担となると、費用は3回接種で5万円前後になると、大変に高額です。経済的な理由から接種を断念する人もいると思えます。防げる病気で将来子供が産めない体になったり、命を落とす女性が出てくることは非常に悲しいことです。また、少子化対策の上からも、一人でも多くの子供たちに接種を受けてもらいたいと願うものです。

ワクチン接種緊急促進事業として実施されている国の助成の方針が、今後どのように変わろうと、小豆島町からの入学お祝いワクチンとしてぜひ公費助成を続けていただきたいと思えます。防げる病気で命を失わない、これはすべての人の願いです。3ワクチンについて、一時的でも全額助成をしていただけたことは大変にありがたいことです。しかし、今回この助成制度は3月末で一旦終了となります。

先日テレビのニュースで、地方からの声を受けて前向きに考えているという考えが出てきているようでもあります。小児用肺炎球菌、Hib、子宮頸がんの3ワクチンの24年度からの公費助成についてどのようにお考えでしょうか、お考えをお聞かせいただきたいと思えます。

続いては、期日前投票における宣誓書についてお尋ねします。

期日前投票が平成15年に始まり、小豆島におきましても町民の皆様が大分定着してきております。小豆島選挙区においては無投票になりましたが、本年4月に行われました県議会選挙はまだ記憶に新しいところです。

この制度につきまして、町民の皆様から次のようなお声があります。

住所、氏名を記入している投票所入場券を持ってきているのに、さらに宣誓書に住所、氏名を記入するのは手間である。また、高齢者の中には係員の前で宣誓書に記入するのは緊張してドキドキしたり、手が震えたりする。視力低下もあり、記入に手間取り大変である。また、足の不自由な方、高齢者の方ですが、宣誓書を記入の時にいすに座ったり、立ったりするのも苦痛である。係の人に気を使うと。次からは投票するのはやめようかなという方もおいでました。

法令には、宣誓書の記載場所の指定はなく、自宅での記入も可能だと思います。兵庫県の三木町、太子町、愛知県の安城市など、既にニーズに即応し、自宅記入を実施しているところもあります。

投票所入場券の裏面に期日前投票宣誓書を掲載し、自宅で記入して持参するようになれば、特に高齢者、障害を持つ方、子供さんを連れた若い両親にとって、投票における負担の軽減に繋がるのではないのでしょうか。

また、期日前投票における手続の簡素化は、行政事務の効率化にも繋がるのではないのでしょうか。有権者の負担を軽減し、さらなる投票率の向上にも繋がるこの制度の導入をぜひ取り入れていただきたいと思いますが、お考えをお聞かせください。以上です。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 柴田議員の質問にお答えします。

予防接種につきましては、法律に基づいて市町村が実施する定期の予防接種と接種者の判断で受ける任意の予防接種があります。

小豆島町が実施する定期の予防接種につきましては、高齢者のインフルエンザ予防接種以外はすべて自己負担なしで接種できるようにしていますが、任意の予防接種は全額自己負担となっております。

ご質問の子宮頸がん予防ワクチン及びH i bワクチン並びに小児用肺炎球菌ワクチンは、後者の任意の予防接種に該当しますが、国におきまして国際動向、疾病の重篤性などの見地から、予防接種法上の定期接種化に向けた検討を行うこととなっております。

す。

これを踏まえ、対象年齢層に緊急に通りの接種を提供して、これらの予防接種を促進するため、平成23年2月から子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業が実施されました。小豆島町では、この補助を受け、平成23年2月から、これら3ワクチンの接種費用を全額公費負担として、対象者に接種の案内をしているところです。当初、この事業は平成23年度末までの実施となっておりましたが、国は平成24年度も継続実施の方向で検討していることから、町としましても平成24年度継続実施を予定しています。

なお、継続的な費用の助成につきましては、これら3ワクチンの予防接種法上の位置づけなど、今後国が検討して方針を、多分前向きな答えになるだろうと思いますが、その国の方針のもとに適切に対応していきたいと思っております。

議長（秋長正幸君） 総務課長。

総務課長（空林志郎君） 柴田議員さんの2点目のご質問につきましては、選挙管理委員会所管事項となります。よりまして、私選挙管理委員会の書記長をやっておりますので、その立場でお答えさせていただきたいと思っております。

期日前投票の宣誓書の事前記入についてでございますけれども、香川県内ではまだ事例はございません。しかし、他県では入場券の裏側に宣誓書を印刷し、事前に記載できるように便宜を図っている自治体もございます。

ご指摘のとおり、有権者の投票所での精神的負担の軽減、事務の効率化などには非常に有効な手段だと思います。また、住所、氏名の記入につきましても、入場券を送付する際に選挙管理委員会が印刷したあて名をもって宣誓書の住所、氏名にかえることも可能かとも思います。

ただし、この宣誓書につきましては、有権者本人からの宣誓書であることが求められておりますので、宣誓書を事前に配布を行った場合や、住所、氏名の記載を省略した場合はその確認を適切に行えるかどうかの問題点でございます。

そういうことも踏まえながらではございますが、有権者の利便性や事務の効率化を高めることは非常に重要な事項でございますので、今後はその本人の確認方法、これらについての問題点について十分に研究をいたしまして、選挙管理委員会の中で協議をし、また県内、県外各市町の対応も確認しながら検討してまいりたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

議長（秋長正幸君） 3番大川新也議員。

3番（大川新也君） 私のほうからは、オリーブに関する質問をさせていただきたいと思います。

先ほど、中江議員のほうからもオリーブに関する質問がございましたが、私また違う観点から質問させていただきたいと思います。

昭和61年、旧内海町においてオリーブワールド構想を策定、平成9年には行政が中心となったオリーブ振興施策の事業展開、また平成15年にはオリーブ振興特区の認定により、企業の農業参入が展開され、島におけるオリーブの栽培面積が100ヘクタールまで増大されたが、今年はこれまでも例のない異常気象、炭疽病の大発生により、オリーブ生産者は大打撃を受けた。被害状況は町として把握できているのでしょうか。

くしくも、本年度よりオリーブトップワンプロジェクトが発足し、本年度より3カ年戦略が実施されると聞いているが、そういったものに対応または今後の改善策は具体的に検討されているのかどうか。

また、企業参入等による面積拡大は、オリーブのブランドが確立されておりますが、逆に個人生産者は高齢化もあり、耕作を放棄せざるを得ない状況でもある。もっと個人生産者への配慮、援助が必要ではないか。具体的には、個人生産者への情報の提供、指導、植えつけから出荷、実がなって出荷できるまでのフローチャートの確立、生産者別の搾油、また生産者別の品質検査等、やることはいろいろとあると思います。

確か10年ほど前に旧内海町で各学校園、先ほどもお話出ましたが、各学校に学校園として我々PTAが土地を探して1人1本ということで植えた記憶があります。それを今後どのような対応をして、今現状はどういうふうな対応をされているのかというような点で質問をしたいと思います。

今、日本で唯一のオリーブ課の力を今ここで発揮していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 大川議員のオリーブ振興に関する質問にお答えをします。

今年は、ご指摘のように、台風被害が大変多い年でありました。5月下旬に襲来した台風2号とか大雨によりまして、開花直前の花がダメージを受け、着果量が減少したり、成木が倒れたり、いろんな被害がありました。また、9月には、台風12号なり15号によりまして、果実が落下したり傷ついたということ。また、炭疽病という病気が急速に大発生をしたということでございます。

去年は高温で、干ばつで生産量が大幅に減り、今年は逆に大雨で生産量が大幅に減るということで、気候変動が大変大きなものになって、小豆島でもオリーブの生産、栽培というのが大変難しくなっているように思います。

香川県のオリーブ研究所を中心に、病害虫対策を格段と充実しないと、小豆島のオリーブ栽培も安閑とはしておれないと私自身も認識しております。その点は香川県も同じ認識だと思います。先般開かれた11月25日、香川県と小豆島町、土庄町との意見交換の場が、小豆地域振興会議でありましたけれども、その場でもそういったことを県に要望しているところでございます。

オリーブについては、中江議員にもお答えしましたように、まさに言われたとおり、日本で唯一のオリーブ課が力を発揮するときが来ていると思います。栽培面でのいろんな対応だけじゃなくて、中江議員にお答えしましたように、この間大川議員の一家がテレビで紹介されてましたが、オリーブで健康づくりをし、元気になるという取り組みを本格的に町を挙げて、島を挙げてやる時がきていると思っております。

議長（秋長正幸君） オリーブ課長。

オリーブ課長（城 博史君） 大川議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の被害状況等につきましては、今年は町長答弁にもありましたように、5月から9月までの間に延べ4回、5月、7月、9月に2本と台風が襲来いたしました。台風通過後にその都度香川県農業改良普及センターとともに巡回調査をいたしまして、状況の把握に努めたところでございます。

また、炭疽病の被害状況につきましては、良好な園地がある反面、ミッション種の園地では約80%以上の果実が発病している場合もありまして、中には収穫を断念している事例も見受けられたところでございます。この炭疽病果実につきましては、落下するものも非常に多いため、炭疽病果実のみの被害割合については把握できておりませんが、JAの出

荷量において比較をいたしますと、今年11月末現在で22トンとなっておりまして、昨年同時期の30トンと比較いたしまして減少しております。

なお、栽培台帳に記載されております園地の巡回調査を年明けから実施をする予定でありますので、その際には栽培者の声にできる限り耳を傾けてまいりたいと考えております。

炭疽病対策につきましては、農業試験場小豆オリーブ研究所によりまして、短期的には基本管理の徹底に加えまして、発生園での強めの整枝剪定であるとか、農薬の使用回数、散布時期の検討など、化学的な防除を推進してまいると伺っております。

また、長期的な炭疽病対策といたしましては、さっきの町長申し上げましたように、県にも要望しておりますが、新たな農薬登録試験の実施であるとか、ミッション種に偏り過ぎておる品種構成の見直し、こういったものを検討する必要があるということでございます。

次に、トップワンプロジェクトにおける今後の改善策につきましては、オリーブは他の農作物と違いまして技術指導者が非常に少なく、異常気象や病害虫の突発的な発生時にその把握や対策が十分に行われていないことなどから、県や町、JAオリーブ班から成りますオリーブ振興協議会におきまして、将来の指導者育成を視野に入れまして、今年からリーダー候補者研修会を本年8月から開始をしたところでございます。現在までに、8月、11月、年明けの1月と、延べ3回、栽培歴10年以上の17名を対象に研修を実施しております。

加えまして、町独自の施策といたしましては、新規にベテランの栽培者をアグリサポーターとして任命をいたしまして、オリーブ栽培へ新規に参入してきた方のサポートを行う事業や、個人の生産者の高齢化に対応する取り組みといたしまして、シルバー人材センターに呼びかけまして、その会員の中から輩出されました約20名を母体に、町の協働のまちづくり支援事業を活用して、今年の9月にはオリーブ栽培応援隊という組織が設けられたところでございます。現在、組織の中で栽培管理や薬剤散布などの技術講習を実施しておりますので、防除や収穫作業等についての受委託も今後進んでくるものと考えております。

それから、個人生産者への情報提供や管理指導ということでございますが、先ほどのオリーブ振興協議会におきまして、年間を通じた栽培管理のしおりの配付指導を行っております。それから、時期別講習会も開催しております。それから、植えつけ希望者と栽培歴3年未満の方を対象に初心者研修を地区別に開催したところでございます。ちなみに、今

回3カ所で延べ54名の方が初心者研修を受講されてございます。

それから、香川県農業試験場小豆オリーブ研究所など、県の試験研究機関がございすが、そういったところと連携をいたしまして、各生産者の方から希望する情報がある場合は資料提供を行っておるところでございます。

最後に、生産者別の搾油、品質検査等についてでございますが、これについては本来出荷者、JA、加工業者によって取り決めるべき事項であると考えておりますけれども、生産者別の出荷量が非常に少なく少量で、必ずしも採油機の加工規模と合致せず、コスト的に無理がありますことから困難であると考えております。加えて、現在品質検査等につきましては、加工業者によって個々になされておりますことから、個人農家についても同様であるべきと認識をしております。

なお、個々で採油機の導入希望等がある場合については、私ども町や県において補助事業等の相談を受け付けておるところでございます。

それから、学校園の現状ということがご質問にございましたが、ご存じのように、今年10月から学校給食にオリーブを導入をいたしました。学校園のある学校ではそれぞれカリキュラムの中で教育委員会のご協力を得ながらオリーブの収穫作業日、収穫日を設けていただいて、各小・中学校、収穫したものを財団法人オリーブ公園振興公社で加工して学校給食に出すというようなストーリー性を持たせて、学校園を十分に活用しておるところでございます。以上です。

議長（秋長正幸君） 11番村上久美議員。

11番（村上久美君） 私、大きな柱で3点質問をいたします。

まず第1点は、福祉バス運行事業についてです。

福祉バス運行については、旧池田町時に住民から切望された事業で、通院する上で生活の足として大変喜ばれており、継続実施を願っています。しかし、福祉バス運行事業を委託事業にとの話が出されていると聞き及んでいますが、この点いかがでしょうか。

現在、西中山地域は春日神社前からの乗降になっていますが、高齢者割合が高く、福祉バスを利用する高齢者の中身は勾配がきつい谷合い筋の道を通って、春日神社までおりてバスに乗っている状況もあります。

こうしたバスの乗降に関する危険性を排除し、高齢者が安心して利用できる福祉バス運行の充実を図るために、道路の勾配がきつい状態にある西中山地域の運行、春日神社から奥の町道路線までの運行、特に通院の利活用が多い時間帯ですが、それらの実施を求めたいと考えます。町執行部のお考えを伺います。

2点目です。健診事業についてです。

健診事業は、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療につながるるとともに、一人一人の健康づくりを支援するとしています。誰もが安心して元気で暮らせる健康づくりのために、各種健診についてお尋ねします。

1つ目は、平成22年度決算で施策の成果資料の特定健診は毎年受診率が下がっています。県下9町のうち、小豆島町は受診率が一番低い位置にあります。これを改善するためには、以前健診メニューにあった心電図、眼底、腎機能などのメニューをふやして、受診率を高める対策を講じる必要があると考えますが、いかがお考えか伺います。

ですが、女性特有のがん検診を除いて、各種検診の受診者、受診率の低下が見られます。また、自己負担については、肺のエックス線検診などが高松市、三木町、まんのう町などの4市5町は無料で、他のがん検診の自己負担は県下では高いほうにあります。受診者、受診率の向上を図るために、自己負担を軽減する考えはあるかどうか伺います。

成人歯科健診はほとんどの自治体は実施していますが、県下2市と本町が実施していません。実施している自治体の健診対象は40歳以上で、歯周病疾患などの検診に取り組んでいるようです。歯の疾患は内臓機能にも影響を与えるとして検診の必要性は重要で、専門家からも指摘されています。また、健康促進のために8020運動が提唱されて久しくなります。80歳になっても自前の歯は20本維持しましょうと全国的に取り組まれています。20本以上の歯を持つ高齢者と、それ未満の人に比べると活動的で、寝たきりも少ないなどの報告が出されているようです。本町において成人歯科健診を実施する考えはありますか。

また、前立腺がん検診についても県下小豆島町と土庄町のみが実施していません。他の市町は40歳以上を対象に実施していますが、実施してはと考えますがいかがでしょうか、お尋ねします。

最後の3点目です。国保税の引き下げと国保の患者負担の独自減免措置をとということで伺います。

国保問題は、何度も議会や町交渉などで国保税の引き下げ、改善を求めてきたところで、町は実施しない態度を示してきました。この間、経済状況はますます悪化の一途をた

どっており、住民の暮らしはもろにその影響を受けています。被保険者の所得の減少などにより、平成22年度決算においても国保税の納付状況は後退しており、改善の見通しが立たないのではないのでしょうか。高い国保税の払いを求め続ける町行政こそ改めるべきではないですか。

6月議会においても、基金の取り崩しによって1世帯1万円引き下げは十分可能だと求めてきました。国保の仕組みは全国共通です。そのような中で自治体の知恵と工夫、住民の安心できる暮らしを思い決断して国保税引き下げを実施している福岡や所沢、朝霞、多度津など、学ぶべきと求めてきています。さらに、群馬県太田市は、来年度から1世帯当たり1万2千円の引き下げを実施することにしています。この市は、固定資産税の二重取りとの批判もあり、資産税を廃止して3分方式に移行し、平等割1千円引き下げるとしています。その財源は基金の取り崩しで行うとしています。

町長は、国保の問題は構造的な問題に起因するから、その対応をするしかないと答弁されていますが、それがあるとするなら全国共通問題であるわけで、実施している自治体は住民の命、健康を守ろうとする姿勢で、それをクリアされていると考えます。本町においては、やる気、熱意の問題だと思いますが、いかがですか。

次に、本町において国保の患者負担の減免措置制度はありません。県下では既に6つの自治体においてこの制度は設置されており、本町でもこの制度を設置すべきです。国の基準は、災害や事業の休廃止、失業、農作物の不作、不良などにより収入が著しく減少したときとしています。

これに関し、昨年9月、これまでの基準が見直され、新基準を示す通知が都道府県知事に出されています。さらに、厚生労働省は新基準の通知についてQアンドAを事務連絡し、市町村の基準の拡大を要請するとともに、独自の広い基準も認めているとしています。いかがお考えが伺います。よろしく願いいたします。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 村上議員の質問にお答えをします。

まず、1点目の福祉バスのことについて、運行事業を委託事業にというお話があるということですがけれども、福祉バスの運行につきまして、それを委託するというふうな計画は現在のところありません。

それから、西中山地区のちょっと奥のほうまで福祉バスを運行してほしいということで

すが、地元の方の気持ち、ニーズはよくわかりますが、実務的な難しい問題があると承知してます。担当課長よりご説明を申し上げます。

2点目の健診事業ですけれども、これはご指摘のとおり、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療のためにまことに大事だと思ひます。また、後ほど触れられた国保の構造的な問題を改善するためにも大変大事なことだろうと思ひます。病気になるようにする、なるべく早く発見し対応する、それから健康づくりをするという意味で、まさに健診事業をきちんとすることこそが国保の課題を克服する構造的な対応であると思ひておりますので、ご指摘の点についてはその健診の効果が医学的に立証されているものについては、ご指摘のものについても改善をする必要があると思ひます。

特に、他の市町に比べて必要であるにもかかわらず取り組んでないものについては、小豆島町でも改善をする必要があると思ひています。また逆に、医学的な効果が立証されていないものについては導入する必要はないと思ひます。

個別でやや専門的な話なので、担当課長から正確に現状と考え方を説明をさせます。

それから、国保の問題ですけれども、これは何度も申し上げておりますように、国民健康保険には構造的な問題があると思ひております。1つは、市町村単位では財政のマネジメントが難しいということです。小豆島町は県内の中では比較的恵まれている地域かもしれませんが、町によっては若者たち、要するに収入のある層がほとんど健康保険に入っていて、国保に入っているのは高齢者のみというような極端な町村もありまして、そういう町村では幾ら努力しても構造的な問題を乗り越えることはできないと思ひています。

医療の問題は市町村単位で対応するには無理がありまして、私は香川県、県単位でまず構造的な問題に対応することが本質的な解決に繋がると思ひています。

それとともに、国保の構造的な問題の一つは、医療費が余りにも増嵩しているということでありまして、村上議員が2番目に指摘されたまさに健診事業と健康づくりを強力に進めるということが構造的な対応であると思ひております。

その上で、保険料ですが、残念ながら保険料は下がるにこしたことはありませんが、現在の小豆島町の国保の財政状況は赤字でありますので、赤字を解消する努力がまず必要だと思ひております。基金の取り崩しについても、まずは赤字解消に活用すべきと考えています。

それから、最後の国保の患者負担の減免措置制度についてであります。国の改善もなされたということではありますが、これはしっかりと町民に広報し、活用を図っていただきたいと思ひております。

また、市町村で基準の拡大もできるということですので、本当に保険料負担の大変な方についてはそういう措置を講じることは必要だと思しますので、どうことができるか研究をしたいと思います。以上です。

議長（秋長正幸君） 保険事業課長。

保険事業課長（島田憲明君） 村上議員のご質問にお答えいたします。

初めに、まず第1点目の福祉バスの西中山の奥までの運行についてでございますが、この件につきましては、村上議員からこれまで何度もご要望をお伺いしており、以前にご質問をいただいた時点で、現地において福祉バスの走行が可能かどうか調査をいたしております。調査の結果は、道幅が狭いところが多い上に、バスの旋回場所もないなど、安全運行を第一に考えると非常に難しいものがあり、今もその状況に変わりはないと思っております。

また、先般私、試乗しまして、運転手の方にも確認をとりましたが、やはり最近、一昨年瀬戸内国際芸術祭が開催された影響でしょうか、路上駐車が大変多いということ、また西中山の奥までお葬式のときであるとか、あるいは農繁期のときであるとか、そういう場合、大変路上駐車が多いということで、非常に難しい状況にあるということも伺っております。このようなことから、福祉バスの西中山の奥までの運行につきましては、安全運行上、大変困難であると考えております。

また、時間帯につきましては、平成15年9月村上議員さんのご質問により、平成16年1月から奥中山、昌永橋まで1日4便のうち3便の運行開始ということで時間帯が変わっておりますが、それ以降時間帯に関してのご要望なりは、私4月に来たばかりですが、伺っておりません。また、引き継ぎの段階でも時間帯についてはその点伺っておりません。

次に、福祉バスの運行の委託ですが、先ほど町長が答弁を申し上げましたとおりでございます。現在のところ、このような計画はなく、24年度、来年度予算におきましても従来どおり予算要求をしているところでございます。

しかしながら、費用負担という観点から考えますと、福祉バスは無料であります。他の地区の方はオーリーブバスにしても町営バスにしても個人負担が必要でありますことから、今後費用の負担のあり方についての見直しが必要であると考えております。

2点目の健診事業についてでございますが、平成20年度から実施をしております特定健診は、内臓脂肪症候群、メタボリックシンドロームの予防、改善を目的とした健診であ

り、重要なことはそれぞれの健診結果から自分自身の生活習慣を振り返り、疾病の予防及び健康増進のために日々の生活を改善することにあります。そのためには、まず多くの方に健診を受けていただくことが必要です。

特定健診の内容は、問診、それから身長、体重、腹部の計測、それから血圧測定、尿検査、血液検査及び医師の診察となっておりますが、小豆郡では医師会のご厚意により、腎機能検査を全員に無料で行っていただいております。このほか、医師が必要と認めた方に対しましては、心電図検査や眼底検査、貧血検査を実施することとなっております。

健診の方法も、島内の医療機関で受診できます個別健診方式と、地区の公民館等で受診できる集団健診方式を取り入れ、どちらで受診してもいいように受診者の利便性を高めたり、受診状況を定期的に把握し、未受診の方に再度のご案内や電話で受診勧奨を実施しておりますが、受診率はご指摘のとおり年々低下し、平成22年度は約30%となっております。

このような状況から、平成24年度は健診内容の充実を図り、住民の方の要望が大きい心電図検査と貧血検査をすべての受診者に実施し、受診率の向上に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

次に、自己負担の引き下げについてでございますが、がん検診の目的は、国民の疾病による死亡の最大の原因となっておりますがんと早期発見し、適切な治療を行うことで、がんによる死亡を減少させることです。

小豆島町におきましては、胃がん検診を初めとして、5種類のがん検診を町内の公民館等において年に複数回実施しております。また、受診率の向上を図るために、休日に検診を実施したり、検診登録制度を設け、登録された方、自動的に初回検診された方は登録されることとなっておりますが、登録された方に対しまして個別に検診のご案内を行うなどしております。がん検診の受診者数、受診率につきましては年々低下しておりますのが現状でございます。

このような中で、女性特有のがん検診、乳がん、子宮がんにつきましては、平成21年度から国の補助を受け、40歳、45歳などといった節目の年齢の方に対して、個別に無料検診の推奨をしましたところ、子宮がん検診の受診率は大きな変化はありませんでしたが、乳がん検診につきましては受診率の向上が見られました。これは、無料ということだけでなく、テレビやポスターなどでさまざまなメディアで全国的に乳がん検診についての普及啓発が行われたことも大きな要因であると思われまます。平成23年度は、これに大腸がん検診を追加して、節目年齢の方に対する無料検診を実施しているところですが、現時点では受

診率に大きな変化は見られておりません。

なお、これらのがん検診の自己負担額につきましては、医療費と同様に検診委託料の約3割程度の負担をお願いしているところでございます。このようなことから、検診の受診率向上に関しましては、自己負担の大小だけでなく、がん検診に対する意識による要因も大きいものと考えられます。

このため、今後におきましても、婦人会等の各種団体の協力を得ながら、健康教育などの受診勧奨のための啓発活動を実施したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

次に、成人歯科健診の実施についてでございますが、成人歯科健診は本町でも平成21年度まで実施をしておりましたが、受診希望者が少ないため、現在は医師による健診から歯科衛生士によります指導などの教育、保健指導を中心とした事業に改めて実施しているところでございます。

また、できるだけ多くの方に歯周疾患予防など、歯科保健に関する啓発活動を行えるよう、がん検診や特定健診の待ち時間を利用してブラッシングの指導を行ったり、健康教室とあわせての歯科保健教室の開催などを実施しているところでございます。

また、歯科の保健指導につきましては、当然のことながら乳幼児期からの習慣づけが望ましいということで、妊婦時期からの各種健診や相談とあわせて歯科保健指導を実施しており、今後も継続してまいりたいと考えております。

次に、前立腺がん検診についてでございますが、前立腺がん検診については平成19年10月に厚生労働省のほうから前立腺がんの早期発見に有効とされて実施されておりますPSA検査、血液検査、これにつきましては集団検診として実施することは余り勧められないというような方針が出されております。その理由としましては、検診での早期発見による死亡率の減少効果が不明な上に、精密検査や後の治療による合併症などのマイナス面が無視できないためということでございました。このようなことから、小豆島町ではこれまで集団検診として実施をしておりました前立腺がん検診を平成20年度以降は中止し、検診の受診希望者には先ほど説明しましたような経緯をお話しして、医療機関の泌尿器科を受診するようお勧めしております。

今後は、国が示す方向性に基づき、小豆島町としての対応を考えてまいりたいと思っております。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番(村上久美君) まず、最初の福祉バスの運行事業について、担当課のほうからは、当初この福祉バスについては県の補助をとということで、車いすも乗降できるというような形の今現在のバスになっておりますが、ずっと運行してる中で、この車いすで利用される方がいないという状況があると思いますし、もうそろそろ耐用年数の時期に来てるのではないかと思うし、このバスの小型化などを検討することによって、特に通院の利用が多い時間帯で行うというふうなことが可能ではないかというふうに思うわけですが、その点について伺いたいと思います。

農繁期のときなんかはできるだけ車を軽トラなんかは邪魔にならない、通行できる幅を保ってやってるのが実際、私現状ではないかと私自身も見ておりますが、感じております。土日はもちろん運行しませんから、月曜から金曜までの運行ということになりますので、この小型化などをすることによって、やはり今乗降している高齢者の方の利活用をさらに促進させるというふうなことが必要ではないかというふうに思いますので、その点についてもぜひ検討をお願いしたいというふうに思います。

それと健診については、新たに心電図、貧血検査をプラスするというふうに考えてるといふようなことを言われましたが、特に眼底なんかも、腎機能についても、予防する上で必要なものだというふうに思いますので、さらに充実させる考えがあるのか、これは求めたいというふうに思います。

受診者とか受診率の向上を図るために自己負担の軽減の問題については今のところそういうお考えはないというふうなことでした。今までの成人病の検査が特定健診にかわって、当初自己負担500円でしたが、100円アップになって今現在600円というふうなことで、さらにメニューは減少されたというふうなことが続いているわけです。今回は、答弁2つほどメニュープラスというふうなことの答弁でしたが、やはり内容をさらに充実させていく必要があると思います。町長の答弁は、医学的な見地から検証して、必要でないものはしないというふうな考え方を示されましたが、そこら辺は、やはり眼底においても、腎機能においても、他のところではやってるわけで、必要な項目ではないでしょうか。医学的にも、これは重要な項目ではないかというふうに考えますが、その点について伺いたいというふうに思います。

もう一つ、成人の歯科健診については、やっていないけども、指導とかというふうなことと云々言われましたが、この8020運動について、どう本町が取り組むのか。寝たきりとか、高齢者の活動的な方をよりたくさんつくるためにも、これは必要ではないかという

ように思いますが、この点について明確な答弁がなかったように思いますので、これをどう位置づけてるのか、本町で。これについて答弁をいただきたいというふうに思います。

国保税の問題についてですが、他のところにおいては、いろんな問題がありながらクリアしてるというふうなことであって、全国的にも、香川県下においても、確かに赤字のところは多いという実態はあります。ありますが、やはりそこを住民の払える健康保険に、国保にしていくためにも、これは町として取り組む重要な問題だと、また住民の要求でもあるというふうに思います。町長は、県単位で、国保は広域でやるべきというふうなことを言われますが、いろんな各種医療機関、団体での見解というのは、広域になりますと国保税は確かに値上げされるというふうな見解も出されております。さらに、やはり負担が住民の方に重くのしかかる状況の組織であるというふうなことから、この点についてはやはりいかがなものかというふうに思います。

群馬県の太田市なんかでも、固定資産税二重取りの問題も指摘され、本町においてもそういう声は以前に聞いております。そういうふうなことも含めて、やはり適正なといいますが、やっぱり住民にとっては高い国保税というふうな認識が強いわけですから、ここはやっぱり住民の払える国保税に改善していくということが必要ではないでしょうか。経済的な問題もありますし、払えてない、払えない人がたくさん増えてきてるわけです。この間、18年から22年まで不納欠損してるのが3千万円出てます。やはり、国保に加入してる被保険者世帯が、それだけ払いたくても払えないという今の経済状況の中でこういう状況が生まれてきてるわけですから、ここをどうやっぱり変えていくか、改善していくかというふうなことが重要だと思います。

1つ提案したいと思うんですが、この国保会計の中で処理できない引き下げはできないというふうなことであれば、旧町、池田のとき私も引き下げを求めてきましたが、一般会計で地域の経済にも貢献できるということで、医療券を支給してまいりました。合併によって、これが廃止されたわけですが、住民の皆さんからは、大変ショックというか失望しております。他の方法で考えるという一つの措置をとるならば、この考え方にも本町としても検討する余地はあるかと思いますが、この一般会計による医療券の支給によって、地域の皆さんの要望とか、そういうふうなものに寄与すると考えますが、地域経済にも効果があるということで考えられますが、この点について考える余地があるかどうか伺いたいというふうに思います。

最後に、減免措置の制度ですが、町長、これは制度がないので、この制度をつくるというふうなことで理解してよろしいんでしょうか。活用云々と言われましたが、この制度を

設置するのでしょうか。設置して内容を検討するというふうなことなのでしょうか、そこらを少しちょっと明確に、聞こえなかったもんですから伺います。

議長（秋長正幸君） 保険事業課長。

保険事業課長（島田憲明君） 村上議員さんのご質問ですが、順次答弁をさせていただきます。

まず、福祉バスのほうですが、耐用年数につきましては既に過ぎておりますが、現在整備等によりまして、車自体には運行は差しさわりないと聞いております。ただ、タイヤ等の交換は当然必要になってくるかと思えます。

次に、小型化の件でございますが、私が試乗しましたときに、想定していなかったんですが、手押し車、乳母車で来られて乗られる方がいるということで、余りにもワンボックス的な小型のバスでは、なかなかそういう乗りおりが不便ではなからうかなというも実は感じておりまして、今の規模のバスが妥当かなと考えて、西中山の奥までは安全上厳しいというような考えでおります。

次に、心電図、眼底検査等の件でございますが、腎機能につきましては、先ほど説明しましたとおり、小豆郡医師会のご厚意により、無料で検査をしていただいております。また、眼底検査が外れておりますが、必要であると感じておりますが、実は眼底検査、検査と診察、診断というのは別ということで、検査はできるのですが、診断ができるというのは、今郡内12医療機関のうちの土庄の中央病院と池田内科クリニックの2カ所というふうなことで、ほかの医療機関で受けました場合には、その医療機関からまた再委託というふうな形の形式をとっているのが現状でございます。眼底検査につきましても、今後ご指摘のとおり大変必要な検査であると思えますので、検討をしてみたいと思えます。

あと成人病検査云々、単価等の話でございますが、これ実はご質問があった段階で、私どもの課内でいろいろと協議をしました。いろんな健診率、受診率の向上につきましては、平成19年度に1度ニーズ調査といいますか希望調査あたりをとったときには、大変上がったというふうな実績を聞いておりますので、平成24年度に向けて、今年度中そういう調査を始めたいと考えております。

次に、歯科の健診の件でございますが、8020運動ということですが、私自身も8019になっておりまして、余りぴんとかなかったんですが、これはやはり小さいときから、高齢化になってではなくて、小さい時からそういう歯科の指導が必要ではないかと考

えております。

また、年に1度ですが、虫歯、6月4日歯の衛生週間には、小豆郡医師会の協力によりまして、5歳児、幼稚園までのお子さん、お母さんとともにいろんな健診実施をいたしております。8020運動でも、やはり小さいころからの啓発が必要であると考えております。

あと全般的なことに関しましては、やはり当然一般財源の投入云々になりますと、財政当局との協議が必要になってまいります。恐らく、村上議員さんは町の国保財政の状況を把握した上でのご質問ではなかろうかと思いますが、改善できるところは改善してまいりたいと思います。

次に、減免の件でございますが、これは国民健康保険税第44条でできるというようなことでうたわれておりますが、明確な基準が示されておられませんでした。昨年9月の段階で、ご指摘のとおり厚生労働省の局長通知ということで参っております。それで、技術的指導というようなことですが、それぞれの市町で柔軟に対応しなさいということです。

現在22年度末で、県下では条例、規則、要綱等で設置してるのが8市9町のうち7市1町と聞いております。それぞれ条例、要綱、規則等に対応してるようでございますが、私どもの町としましても、基準というのが、1つは生活保護基準以下であるとか、いろいろ医療関係との連携、それから生活保護認定だとか、いろんな協議が必要になってくるかと思いますが、26項目のQアンドAで、ある程度の基準というか、あと対応が示されていると思います。できれば、今年度中に要綱なりの設置に向けて検討してまいりたいと考えております。以上です。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） 最後の質問のところの答弁いただきましたが、他町では全国的にもやっているとところが本町はやれてないというところですので、まずは条例として設置する必要があると。その上で、厚生労働省が去年出した新基準をその中にどう盛り込んでいくかというふうなことになります。それは、やはり新基準というのは、収入の減少を明確にするとか、減免期間を明示しなければならないとか、減免額の2分の1は、これが国が負担というふうなのが新しい新基準になっているようですので、そこら辺は十分にデータは執行部なりがちゃんと入手できる状態にあるわけですから、ぜひこの面については取り組んでいただきたいと、早急にというふうにお願ひしておきたいというふうに思います。

以上で終わります。

議長（秋長正幸君） 暫時休憩します。午後は1時から再開いたします。

休憩 午後0時08分

再開 午後0時59分

議長（秋長正幸君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（秋長正幸君） 9番植松勝太郎議員。

9番（植松勝太郎君） 私は、登録有形文化財維持保全支援要綱についてお尋ねいたします。

先日の新聞報道によると、産業の営み（醬の郷）検討会が設立され、国の登録有形文化財の保全活動を支援し、地域の景観維持と活性化を図ると書かれ、以前私が質問をした時より前に進んだ感があります。

しかし、現在町内には94件の登録有形文化財があり、文化財1件当たり5万円が交付税に含まれて町の財源になっています。私の計算では、これまでに約3,500万円ぐらいが交付されています。ちなみに本年度は470万円です。国の担当者に聞きますと、国の目的は、文化財を保護し守るために交付税に組み込んでいるとのことでした。登録有形文化財の中には、古くなり、また風水害などで修理を必要とする文化財がありましたが、これまで町は一切の支援をしていないのが実情ではないでしょうか。

今回、小豆島町登録有形文化財維持保全支援要綱を12月1日より施行するとなっていますが、要綱の中身について質問をいたします。

第3条にあります、毎年予算の範囲内において支援、これは幾らの予算を置くつもりにしておるのかということ。

同じく4条で、単年度1事業当たり15万円、これは今の現代では少額過ぎるのではないのでしょうか。当世、職人さん1日当たりが約1万8千円とか2万円の日当がかかります。修繕するには少な過ぎるのではないのでしょうか。

また4条では、町長が特に必要と認めたときは、支援金の額を変更できるというふうに

なっております。15万円以上、最高は幾らぐらいを見込んでいるのか、また上限はあるのかということです。

それと、これからの町の文化財のありようをどのように考えているのかお聞きいたします。以上です。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 植松議員のご質問にお答えします。

登録有形文化財維持保全活動支援事業につきましては、条例をつくっていただきました醬の郷条例に基づいて、醬の郷の町並みをどう保存するかという趣旨の事業であります。

事業実施の当初ですので、1事業当たり単年度15万円とか、事業費ベースで30万円とか、割と小さな額になっておりますけれども、これからの実際に具体的な申請があった段階で判断をしていきたいと思っています。その際には、社会教育課が所管している指定文化財に対する補助金の限度額が100万円ということになってますので、そういうものも横目でらんで対応したいと思っています。

いずれにしましても、醬の郷の取り組みは、今までは商工会とか地元のボランティア団体が推進をしてきたということで、行政が中心となって進めてきたものでないわけですが、いよいよ再来年に瀬戸内国際芸術祭が開かれることになっておりまして、先般も説明したように、瀬戸内国際芸術祭の基本計画の中で、醬の郷においても作品を展開することが決められておりますので、醬の郷の役割は極めて重要であると思っています。

昨日も商工会が椿さんという京都造形美術大学の先生を招待して、その先生がつくった醬の郷のグランドデザインの構想を説明されておりました。私も、けさ椿教授から伺いましたけども、まことにすぐれたものであったと思っています。そういったものについて、町としてどう取り組んでいくのか、あるいは瀬戸内国際芸術祭の実行委員会でディレクターをしている北川フラム先生がどのように評価してくれるとか、いろんな課題がありますけれども、将来を見据えて、醬の郷については小豆島の文化資源、文化財でもありますし、観光資源でもありますので、かなり期待できると思っていますので、いろんな専門家の意見も聞きながら、弾力的かつ大胆に対応していこうと思っています。

醬の郷のみならず、岩谷の石切丁場とか、中山の農村歌舞伎とか、その舞台とか、小豆島の中にはさまざまなすぐれた文化財が残されておりますので、そういったものについて

もどのように保存し、生かしていくかということもあわせて検討していきたいと思っています。

詳細は担当課長が説明します。

議長（秋長正幸君） 企画財政参事。

企画財政課参事課長（松本 篤君） 登録有形文化財維持保全活動支援事業の予算措置につきましてご説明を申し上げます。

登録有形文化財につきましては、植松議員のご指摘のとおり、現在特別交付税、特別地方交付税において、登録件数に応じた算定がなされることとなっておりますが、実際に交付される段階においてその内訳は示されず、用途については自治体の判断にゆだねられております。

また、指定文化財とは異なり、所有者の意思で登録され、改修等に係る法的規制は指定文化財に比べて少なく、税制上の優遇措置も受けられるということから、登録有形文化財の改修等に対して、これまで町から特段の支援は行っておりませんでした。町長からも申しあげましたとおり、地域の宝物、また貴重な景観を維持保全することを目的として、その活動に対する支援事業を創設したことであるということをご理解いただけたらと思います。

予算額につきましては、今年度は75万円、15万円掛ける5件分を計上しており、24年度予算につきましては、現在編成作業を行っている段階でございますので、額は決定しておりませんが、先ほども町長から申しあげましたとおり、町長が特に必要と認めた場合は額を変更できるとしておりますので、今後とも弾力的に運用してまいりたいというふうと考えております。

なお、現計予算額を超過する場合は、補正予算で対応したいと考えております。以上、簡単ですが説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（秋長正幸君） 9番植松議員。

9番（植松勝太郎君） 今、町長のほうから将来的な部分ということで、大学の先生のグランドデザインとか云々という話がありました。実際、再来年あたりの芸術祭に十分活用したいんだというふうな話でありました。結局、これ予算ですよ。これ幾らの予算を置

くつもりですかということで、5件の15万円ということで75万円言うたんですか。94件の登録文化財で、1件当たり5万円が町のほうに来ておるといふ、470万円ですよね。これが来ておるといふなことをきちっと言うておりますので、当然この470万円というやつを別建てにするとか、それから予算としてはこだけ470万円というふうな部分をやっていくべきだと私は思います。

それで、その年に使わなかったら、結局登録有形文化財のための5万円なんですから、繰り越しをしていく。それで、1件当たりの修理がかなりの金額になる事案が出てくると思うんです。そうした時に、その積み立てておる部分、繰り越した部分の分を使っていくというのが現実的な部分じゃないかなというふうには思っておりますし、町長の答弁の中では100万円というのが限度だというふうな形のもんがありましたけれども、そうでなくて、その470万円を財源としてやっていくと。それに、今の部分での芸術祭の活用だとか、将来の部分の分も考えてプラスアルファを考えていくというのが、町のありようでは僕はないんかなというふうには思うんですが、確かに参事が答弁したように、文化財の国の方の第63条では、登録有形文化財の修理は所有者が行うものというふうに書いております。しかし、それであれば国は5万円を交付する必要がないんであって、国が5万円をしているということは、それなりに国は、先ほども質問の中に言いましたように、文化財を保護し、守るためにというふうな形で特別交付税の中に含んで出してありますとはっきり言うておりますので、これはもう少し考えてやらなんだらいかんのじゃないかなと思います。

それは何でかいうたら、そういうことがないがために、何も今までしてこなかったために、平成18年を最終年度みたいにいきませんが、終わりにして、それから後、一件も申請がないんです。14年から醬の郷ということで、やらなんだらいかんということで、それぞれの会社なり個人が自前のお金で登録をしたと。それが、18年にはこれやったけれども町は何もしてくれへんがなと。自分たちだけでもこれを何とかしたいなというふうな形でやったんですが、これも何も無いということで、それなのに国は金を出しておるといふふうな、非常に誰が考えてもちょっとおかしいんちゃうかなというふうな感じがしますので、もう少し考える余地はないんでしょうか。町長どうですか。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 登録有形文化財保全支援要綱のことも、多分おっしゃるとおりだ

と思いますが、今からやろうとしてることはこのレベルのものではなくて、醬の郷全体をどうするかという、またの機会にきちんとして説明しますが、町を挙げるぐらいの規模でやろうと思っておりますので、その際にこの活用策もあわせて再検討します。

議長（秋長正幸君） 9番植松議員。

9番（植松勝太郎君） 今の、町長が町を挙げてやるぐらいのことを考えておるといふような答弁ですが、実際問題としてこの要綱を12月1日から発効さすという、施行するといふような形になりますと、なかなかこの町長が特に必要と認めたときといふような条文ですよ。条文の部分を少し変えていくというんですか、できたばかりなんで何とも言えませんが、そういうふうな変更という部分も十分考えてやっていかなんたら、なかなか難しいん違うかなと。

それと、これももう少し掘り下げてやりますと、94件だけでなしにもっともって出てくると思うんです。そしたら、日本の中で一番有形文化財の多い町やだとか、そういうふうな特色のある言い方なり何なりができるような町になっていくんじゃないかなと。

そして、皆さんがそういうふうな意識を高めることができるんじゃないかなと思っておりますので、町長もそうですが、参事どうですか。

議長（秋長正幸君） 企画財政課参事。

企画財政課参事課長（松本 篤君） ご指摘のとおりでございます。ただ今回の要綱には、新たに登録する場合の経費も含めて助成するという、助成対象も若干現在の登録案件のみならず、新たな登録も進めていきたいと思っております。そういったところも掲げてございます。

それとまた補助要綱につきましては、先ほど町長申し上げたとおり、柔軟に対応してまいるということでございますので、補助限度額につきましても、申請内容に応じて補助要綱の改正等も想定した中で運用してまいりたいというふうに思っております。

議長（秋長正幸君） 12番鍋谷真由美議員。

12番（鍋谷真由美君） 私は、2点について質問をさせていただきます。

まず第1点は、税と社会保障の一体改革についてです。

地方自治体の役割は、住民の福祉の増進を図ることにあります。今回の大震災と原発危機は、住民の命と暮らしを守ることこそ政治と行政の根本的課題であり、最大の使命であるということを改めて教えてくれました。普段から福祉と暮らし最優先で取り組んでいる行政は、いざというときにも町民の命と暮らしを守る、その土台があります。

しかし、政府や財界は震災復興を好機とばかりに、社会保障制度の改悪と消費税増税などを一体にして強行しようとしています。野田首相は、一体改革について、社会保障の機能を強化し、安定財源を確保して、将来にわたって持続可能なものにするための処方せんだと述べています。消費税増税は社会保障のためであるかのような説明です。

しかし、これから民主党政権がやろうとしている一体改革は、社会保障制度の大改悪をやりながら消費税を2倍にするという、これまでのどんな庶民増税、社会保障改悪にもなかった最悪のものです。初めから社会保障の改悪メニューをずらりと並べています。年金の削減や支給先送り、外来受診のたびに定額負担させる制度の導入、70から74歳の窓口負担の倍加、介護給付や生活保護の抑制、保育の公的責任の放棄などなどです。厚労省が一体改革提案の中身を具体化すればするほど、社会保障の切り捨てが浮かび上がってきています。社会保障改悪のオンパレードと、消費税の5%から10%への12兆円もの増税を一体で実行するようなやり方は過去にも例がありません。これまでのどの政権もできなかった暴挙です。この暴挙を社会保障のためという真反対の大うそで押し通そうとする首相の態度は絶対に許されません。消費税は、何千万円、何億円という年収の大金持ちよりも、年収200万円に満たない派遣労働者や年金生活者、生活保護世帯に厳しい、不公平きわまりない税金です。社会保障の大改悪と一体の消費税増税など論外です。そして、消費税増税そのものも絶対に許されるものではありません。

ところが、11月20日付四国新聞によりますと、塩田町長は、その消費税増税に賛成をされています。町民の福祉充実に力を入れているはずの町長が、町民生活に大きな痛みを押しつける消費税増税に賛成されているのかと、私は大変驚きました。震災や円高の大きな影響のもとで、サービスの切り捨てと負担増という際限のない国民負担増が、庶民の暮らしに大きくのしかかることになる税と社会保障の一体改革の方向には断固反対の声を上げ、町民の生活を守るべきだと考えますが、いかがでしょうか。

次に、病院統合問題についてお尋ねをいたします。

地域医療崩壊と自治体病院の困難の根元は、旧自公政権の構造改革路線のもと、2007年12月の公立病院改革ガイドラインによる経営効率化などにより、公立病院の再編、縮小、廃止で、国と地方自治体の財源支出を減らし、その結果、地域から医師や病院を奪うことを推進したことにあります。その国の方針に従って立てられた県の地域医療再生計画に基づいて進めていくことが、本当に島の医療を守ることの保障となるのでしょうか。町は、今後島の医療を確保するためには、できるだけ早く2つの公立病院を1つにすることが求められていますと、今のままでは病院がなくなるとおどして、時間がないからと拙速に進めようとしています。これは本末転倒ではないのでしょうか。

先日の町の地域医療を考える集いでは、なくなりかけた県立病院の小児科を守った兵庫県立柏原病院の小児科を守る会の取り組みが紹介されました。これは、柏原病院から小児科がなくなるかもしれないと知った若いお母さんたちが、勤務医の激務の実態を知り、コンビニ受診を控えよう、かかりつけ医を持とう、お医者さんに感謝の気持ちを伝えようという3つをスローガンにして、さまざまな運動や取り組みを通じて小児科医をふやした経験です。

また、町民からも、一体いつどこで統合が決まったのか、統合されれば病院に行きにくくなるなど、疑問や不安の声が出されました。こういった地域医療を考える集いやシンポなど、町民と一緒に考える場を町も開催をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

今、病院の統合先にありきではなく、日常的な医療に対する協力関係の積み重ねが必要で、どんな地域医療、病院をつくるのか、病院をどのように改善するのかということこそが大切にされなければならないと思います。内海病院には今どういう問題があるのか、町民は何ができるのか、みんなで考えることが必要です。そして、今ある病院を生かして町民の願いにこたえるべきではないのでしょうか。

例えば、医療資源の集約化をせず、既存の医療施設で機能、役割分担の徹底化を図る方法や、個々の病院の存在を保障しながら、日常的な医師の応援体制を構築する方法なども考えられます。町民と一緒に、もっと地域医療の問題を考えるべきではないのでしょうか。

全国では、自治体当局が患者さん、住民の皆さんの実態や地域医療の実態などを無視して、主には財源困難、医師不足などを口実に、一方的に病院の再編などを押しつけ、その結果、医療に対する責任を縮小、放棄し、地域医療の切り捨てと雇用破壊、労働条件の悪化を招いています。

岩手県釜石市の事例では、県、市当局は、2004年医師などの人的資源を集約する、医療

機器など、医療資源の有効活用のためなどとして、釜石市民病院と県立釜石病院の統合を発表し、市民病院を廃止しました。しかし、市民病院の医師の大多数が県立釜石病院には移行せず、結局市民病院の廃止だけが実行されたことになりました。

この結果、県立病院に救急患者が集中し、外来も混雑し、県立病院の幹部も、市財政は救われたかもしれないが、病院統合は成功とは言えないと批判する事態だそうです。病院の統合、再編問題では、その病院に働く医師の思いや、医師を派遣する大学側の意向などを慎重に考慮し、医師の流出を防ぐ対策を講じることなく拙速に再編、統合を進めれば、それを契機に医師の退職、転勤、引き揚げなどが一層加速する危険性があると指摘されています。再編によって、さらなる医師不足を引き起こしたり、地域医療のバランスを大きく崩してしまいかねないという点で、再編、統合には慎重な対応が必要です。

また、統合して新病院を建設したからといってうまくいく保証はありません。全国では、立派な病院を新築したものの、肝心の医師が集まらず、オープン当初から巨額の赤字を計上する自治体が相次いでいます。新病院がそうならないという保証はあるのでしょうか。統合を決めれば支援してくれるのだからと、相手任せでやみくもに統合に突き進むのは無責任ではないでしょうか。香川県、県医師会、香川大学が医師確保のために具体的にどのような支援をしてくれることになっているのか、特に町長が言われる循環器の専門医が来るという保証はあるのか、診療所に総合的な診療を行える医師が来る保証はあるのか、この点をお尋ねをいたします。

また、この「なぜ今島に新しい病院が必要なのか」のパンフレットの説明の中では、新病院の建設費の一部25億円が出るということ以外は、具体的な中身も何の保証もなく、県から言われるから統合するということだけです。これを読んで、町民に合意せよというのは無理な話ではないでしょうか。9月議会での答弁で、町長は、町民のコンセンサスを得て進めると言われました。このパンフレットを新聞折り込みで届けたことで、町民の合意を得たと言えるのでしょうか。町民の意見募集についても、土庄町では町広報で募集をしています。本町では、広報にも載せない、放送もしない、これでは本気で町民の声を聞く姿勢、コンセンサスを得る姿勢があるのか疑問に思います。

地方公営企業法3条では、自治体病院を初め地方公営企業の経営の基本原則として、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないと明記しています。今必要なことは、統合ありきではなく、地域の医療機関が相互に協力、連携を強め、地域医療の水準低下を食いとめるとともに、改善、充実を図れるよう、町民の声を聞き、一緒に考え、町民の願いにこたえる中身で国、

県に具体的な支援を求めることではないでしょうか。以上、よろしくお願いします

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 鍋谷議員の質問にお答えをします。

まず、1点目の税と社会保障の一体改革についてであります。

税と社会保障の一体改革は必要であると私も考えていますが、現在の民主党の政府が行っている税と社会保障の一体改革の内容については、報道でしか接することはできませんが、私自身ほとんど理解ができません。一体何を指してこの改革をしようとするのか、今の政府の新聞報道とされる提案では、全く共感を覚えることはできません。一言で言えば、社会保障というのは地域でみんなが助け合って地域が元気になるというのが究極の目的であり、それを実現するためにも、地域が元気になるというのが究極のことだと思っ
まして、そのために税と社会保障の一体改革をするのならわかりますけれども、今民主党から出てる提案というのは、鍋谷議員が言ったような財政計算のものばかりで、私も全く反対であります。本当の意味での税と社会保障の一体改革を実現してほしいと思っています。そのためには、消費税の引き上げというのは不可欠であると私は思っています。私自身は、地域の活性化、地方自治体の財源として、消費税の引き上げをぜひ実行していただきたいと考えております。

病院の統合問題についてどう考えるかですけれども、小豆島の現状、あるいはこれからの小豆島の発展を考えた場合、医療と福祉がきちんとしているということが、もう絶対不可欠な要件であると思います。残念ながら、現状を見ると2つの公立病院があって、お医者さんがどんどん小豆島から離れて、必要な医療を確保できない状況に既になっていると思います。具体的には、ご質問にありましたように、心筋梗塞があったときの急性期の対応が、既に小豆島の2つの病院ではできなくなって、高松の大きな病院にヘリコプターなどで搬送されて対応するしかないという状況になっています。

その原因は、小豆島の側にも一部あると思いますけれども、基本的には全国的な医師不足がある中で、若い医師が都会の大きな病院を志向するということが、香川県全体の中で医師の確保が難しくなったということで、大きな病院が、例えば小豆島に派遣した医師を引き揚げるといような事態の中で起きている問題であります。

既に起きている医療の危機という問題に対処するために、私は町長就任以来奔走したつもりでございます。東京の自治医科大学とか、東京の自治医科大学系列の病院であります

とか、香川県の香川大学の病院、中央病院、県立中央病院、もろもろのところを久保院長とともに毎月のように訪ね、ぜひ医師を派遣してほしいということを申し上げてまいりました。残念ながら、いまだに至って実現をしております。

それはなぜ実現しないかという、香川県、例えば病院に医師を派遣することのできる大きな病院自身が医師不足を抱えているということです。大きな病院自身が最大の努力をしている中で、例えば小豆島の公立病院に派遣にするゆとりが現時点ではないという。まして、それが2つの病院に分かれているならば派遣のしようがないわけでありまして、それが1つの病院になれば、香川大学でも派遣する余裕が出てくると、そのような意見であったと思います。自治医科大学、自治医科大学の関連病院、県立中央病院、香川大学の大学病院、私は岡山大学には行きませんが、もうすべての医師を派遣することのできる医療関係者が公立病院を1つにしてほしいと。そうすれば何とかなるというのが答えでございました。私自身もそのように思います。

突然にこの2つの病院の統合の問題が、町民の方にとってはそうかもしれませんが、私自身にとっては、町長就任以来奔走して、正直所信表明演説からありとあらゆるところの講演とか、いろんなところに呼ばれた際には常に申し上げてきたところであると思います。そうしなければ、島の医療が確保できないということが明らかでもあるにもかかわらず、それを放置してるということは、命と健康を町長として守らないということの意味すると私は思っています。一日も早く、そういうお医者さんを確保するためには、将来の方向性を明確にし、その上で医師を派遣してくる病院との信頼関係をどう築くかという話です。

今回の2つの病院の統合問題については、唐突に出てきた問題ではなくて、私が町長就任以来1年半、香川大学の学長さん、香川大学の病院の院長先生、各科の教授、県知事さん、副知事さん、部長さん、ありとあらゆる方との議論と信頼関係の上で、ここまで県の関係者が全員が考えてくれて、そして2つの病院が統合することによって小豆島の医療を守ったらどうかということを提案していただいたことでありまして、何のために病院を統合するかといえば、まさに必要な医師を確保するためであって、そのためにするわけですから、それが実現しない統合なんてものはあり得ないことです。ずっと信頼関係できてますので、この信頼関係が維持されるならば、全く心配ないと私は思います。私も政治生命をかけてするつもりですので、何度も申し上げますが、今の状態で確保することは、私が1年半全力投球しましたけど実現できませんでした。それでいいのであれば構わないと思いますが、ぜひ私どもを信頼していただきたいと思っておりますし、せっかくここまで香川県知事さん以下、それから何度も言いますが香川大学の学長、香川大学の病院長、県

立中央病院の院長先生、もう香川県のすべて、すべてとは申しませんが、私が信頼するすべての医療関係者がこぞってやろうではないかと言ってくれる中で、土庄町長も含めて決断をした話でありますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

町民に対する説明が不十分ではないかということですが、それはこれからも呼んでいただければいつでも出かけて説得し、説明を申し上げるつもりであります。

議長（秋長正幸君） 12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 町長は、消費税について、税と社会保障の一体改革について、本当の意味での改革のための消費税引き上げには賛成だということを言われました。しかし、消費税っていうのは本当に所得の少ない人に重くのしかかる税金ですし、それを使って社会保障の財源とするということは、本当に最もふさわしくないと思います。私たちは、社会保障の財源は応能負担、負担能力に応じた負担の原則を貫いて確保すべきだと考えております。

第1に、大企業、大資産家への新たな減税を中止して、軍事費、大型開発、原発関連予算、政党助成金など、今そういう聖域を設けずに歳出の無駄にメスを入れること。第2に、富裕層と大企業に応分の負担を求める税制改革、これまでの行き過ぎた減税を見直して、欧米で検討されている富裕層への課税強化を進めること。第3に、国民全体で社会保障の抜本的拡充の財源を支えるため、所得に応じた負担を求める税制改革を行うこと。このように、財源を段階的に確保しながら、段階的、連続的に社会保障の拡充に踏み出すということが必要だと思います。そのことを政府に求めていくことこそが、町民の生活、福祉を守ることになると思いますけれども、町長はそのようにはお考えにならないのでしょうか、お尋ねをいたします。

それから、病院の問題ですが、このパンフレットですけれども、町民への理解を求めるといって、多額のお金をかけて印刷して新聞折り込みをされたわけなんですけれども、これを一体どれだけの町民が読んでいるのかというのが一つ疑問です。私が聞いた中でも、全然見てないという人も、チラシと一緒にどっかやったっていう人もいますし、また一般新聞をとってない人もたくさんいるんです、今。そういう人たちは全く見る機会もないということなんですけれども。

それともう一つは、意見募集を締め切った後でこれを配ってるというのは、本当に逆じゃないかなと思うんですけれども、ちょっと参考までに、この印刷折り込みの費用など教

えていただけたらと思います。

このパンフレットを見て、質問とか、意見とかある町民もあると思うんですけども、引き続き町民からの意見を募集というか、意見を聞く考えはないのかということをお尋ねしたいと思います。

それから、福祉と医療の推進会議もずっと開かれておりますが、これは公開と言いながら知らない町民の方もたくさんいらっしゃいます。これこそ町内放送でみんなに知らせて、いろんな人に来てもらうことが必要ではないかと思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

それともう一点、本当に今地域と医療が密接に結びついていくことが、地域医療を守るために重要なことだと思うんですけども、町長は本当に守るために奔走したのだと言われますけども、そういうことがやっぱり町民の中に十分知られていないし、また地域住民と医療従事者の認識も共有することができていないと思います。

きのうの推進会議でも意見が出てましたように、医療従事者と町民との触れ合いや、お互いを理解し合う交流などが必要なのではないかと思います。住民と人の対話や医師、医療従事者と住民が信頼関係をつくっていくこと、そういう取り組みが必要じゃないかと思えます。こういう取り組みを地域から広げることなしに、今だったら本当に町民にとっては、もう何か上から決められて、どっかで決まったことが説明されてるっていうふうになっていると思うんです。町長も、町民にとってはそうかもしれないとおっしゃられましたけれども、やっぱりこのままで新しい病院ができたとしても、町民が自分たちの病院だと、みんなで守ろうという思いになるのかどうかと疑問があるんですけども、その点についての町長のお考えをお尋ねします。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 1点目の消費税の問題ですが、私は消費税の引き上げというのは、地域活性化のための財源として必要だと申し上げたつもりでありまして、社会保障のために必要だと申し上げたつもりはございません。

それから、私は今政府の一員ではありませんが、支出の半分しか財源がないという国が長続きするわけがありません。それは次世代に対する全くの責任放棄でありまして、普通の健全な政府でなければいけないと思いますので、その観点からも、今の世代でちゃんと財源を確保するということは、今の世代の当然の責務だと思います。

消費税の逆進性については、それはそれで別途考慮すべき点ではあると思いますが、基本論として、消費税において国の健全さを取り戻すということと、地方を元気にするための財源にするということについては、私はそういう趣旨であれば賛成ですので、また鍋谷議員とは見解を相違すると思います。

それから、公立病院の統合の必要性については、何度も申し上げているつもりですし、あのパンフレットですべて言い尽くしているとは思っていません。

それから、まだ広報出してませんのでお読みになってはいないわけですが、1月号の広報でパンフレットを新聞に配布したことと、それを公民館に置いてあることとか、民生委員のところに行けば手に入るとか、ご意見は引き続き下さいとか、そういう点は全部町民の方にお伝えをしておりますので、病院問題はもう決まったことであるとかではありません。同時並行で、いい病院をつくるために、これから島民がどれだけ立ち上がって、さっき例で柏原病院でしたですか、住民の方々が立ち上がることによって医師を呼ぶことができたということを言われてましたが、まさに行政だけじゃなくて、島民がそこまで意識を高めてもらえるかどうかにかかっていますので、住民に対してはこれからも何度でも呼びかけはしますし、来いと言われればどこでも出かけます。ぜひ議員の皆さんにも、そのような立場で、町民の方への理解を深めることに協力していただければまことに幸いです。

議長（秋長正幸君） 12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 財源の問題ですけれども、先ほども言いましたけれども、今全国というか世界では、大資産家が自分たちの税金を引き上げよと、我々に課税せよということをおっしゃっています。フランスの大企業のトップ16人も我々に課税せよと題するアピールを発表したとか、ドイツの資産家50人のグループは最富裕層への2年間の課税強化で千億ユーロ、約10兆5千億円の税収増が見込めるという提案をしたとか、またオバマ大統領も4,470億ドル、約35兆円に上る雇用対策の財源を大企業、資産家への課税強化で賄う考えを表明し、スペインでは3年前に廃止した富裕税の復活が検討されている、また韓国でも来年実施の法人税率引き下げ対象から大企業を除外すると報じられているそうです。また、経済協力開発機構は、加盟国での貧富の格差が過去30年間で最高に達したとして、これを是正するために富裕層への増税をすべきだと各国政府に提言をしました。これが世界の流れなんです。このようなときに、地方政治の場で行政が消費税の増税が前提という

立場に立つということは、本当に町民の暮らしを守るという立場とは両立し得ないのではないかと思うんですけれども、そういう矛盾は町長は感じられないのかお尋ねをいたします。

また、病院の問題ですけれども、町長は必要な医師を確保するために、信頼関係の中で話を進めてるんだと言われましたけれども、それが本当に実現できるかどうかというところが一番町民が不安に思っているところだと思います。最初にちょっと紹介もしましたけれども、全国では、例えば90億円かけて北秋田市民病院を建てたけれども、30人必要とされていた医師は実際には半数しか集まらず、毎年3億円から4億円の赤字だとか、平成20年に新築された十和田市立中央病院は、毎年10億円を超える赤字に悩んでいるとか、本当にそういうことにならないという保証はあるのかということ、本当に不安があると思います。これは、NHKの番組でそういう報道があったんですけれども、立派な建物を建てれば医師が集まるという考えは変えなくてはならない。立派な建物を建てると、巨額な建設費返済に足を引っ張られてしまい、医師は集まらないというNHK記者が言っておりますが、そういうことも含めて、自分たちの病院を本当にみんなでどうしていくかということ、町民も一緒になって考えていくということが本当に必要だと思うので、そういう場もぜひつくってもらいたいと思います。以上です。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） まず最初に、世界の税の流れを言われましたが、ご存じかと思いますが、EUの加盟資格は消費税15%以上にすること。その消費税を15%とか20%にした上で、それでも財政の健全化が保てないということで、富裕者の課税という議論が出ているのが世界の潮流。アメリカは州ごとに税率が決まっていますから、連邦税ではなくて、世界の潮流というならば、まず消費税をするということが世界の常識ではないかと思いません。

いずれにしても、税については鍋谷議員とは見解を異にしていますので、この場で議論することに意味は余りないと思います。私は、何度も言いますが、社会保障のために増税をするべきだと言も町長として申し上げておりません。地域が元気になる、地方の財源としての消費税であり、国全体の財政が健全化するための消費税では、一般に言われてる消費税論議、今の民主党の論議とは今現在の私の考え方は全く異にしておりますので、国全体、未来の子供たちのために消費税増税をするのが今の世代の責任だと申し上げておりま

すので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、病院問題について町民みんなで真剣に考えると、まことにそのとおりですので、ぜひみんなでそのように考えて、いい病院をつくりたいと思っています。

それから、幾つかの自治体の例を言われましたが、少なくとも小豆島の公立病院に向けての専門家との意見交換、病院に医師を派遣してくれることのできる立場の専門家との意見交換については、何度も申し上げますが、厚い信頼関係のもとで議論をしてきておりますので、期待が裏切られることはありません。

議長（秋長正幸君） これで一般質問を終わります。

~~~~~

日程第5 議案第39号に対する決算特別委員会審査報告について

議長（秋長正幸君） 次、日程第5、議案第39号に対する決算特別委員会審査報告についてを議題といたします。

決算特別委員長の審査報告を求めます。藤本委員長。

決算特別委員長（藤本傳夫君） 平成23年12月2日。小豆島町議会議長秋長正幸殿。決算特別委員会委員長藤本傳夫。

決算特別委員会審査報告書。

本委員会は、9月21日付託された平成22年度小豆島町歳入歳出決算認定について慎重審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

- 1．委員会開催年月日。平成23年10月24日、平成23年10月25日、平成23年10月26日。
- 2．審査の経過。理事者の出席を求め、平成22年度小豆島町歳入歳出決算全般にわたり、決算書、主要施策の成果に関する説明書及び監査委員の決算審査意見書を参考にしながら、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。
- 3．件名及び審査の結果。議案第39号平成22年度小豆島町歳入歳出決算認定について、次の事項に留意すべきであるとの意見を付して認定すべきものと決定した。

総括意見。未収金対策について。未収金対策については、各担当課と収納対策室の取り組みにより成果があらわれてきているが、一方で毎年のように新たな未収金が発生している。引き続き未収金の徴収に積極的に取り組むとともに、特に各担当課において新たな未

収金が発生することのないよう留意されたい。

個別意見。

オリーブバスの利用促進と利便性向上について。企画財政課。

町職員の通勤利用や高齢者運転免許自主返納事業、オリーブイルカの導入など、利用促進に向けた取り組みが進められているが、島民がみずからの足はみずからで守るという意識を持つことが重要であり、そのためには利便性を高めていくことが必要である。

事業者に対して、利便性向上について不断の努力を求めるとともに、引き続き利用促進に係る啓発と支援に努められたい。

オリーブ栽培振興の方向について。オリーブ課。

島内のオリーブ栽培面積は、ほぼ全盛期と同等に拡大したが、西日本各地で栽培が進む中、トップワンであり続けるためには栽培技術の向上と安定的な収量の確保が必要である。今後の栽培振興について目標と方向性を定め、企業や個人に対する効果的な支援と奨励に努められたい。

集客施設の適正な管理運営について。商工観光課、オリーブ課。

オリーブ公園、小豆島ふるさと村などの集客施設については、施設の管理運営について、利用者からの意見やクレームを耳にすることがある。こうした利用者の声に真摯に対応し、管理運営の改善に努めるよう、指定管理者に対する指導を徹底されたい。

学校関係予算の充実及び適正化について。学校教育課、企画財政課。

学校関係予算については、需用費、備品購入費などが恒常的に不足がちであり、一部には後援会費などで補っている実態がある。未来を担う子供たちに充実した教育環境を提供するため、実態を十分調査の上、予算の充実と適正化に努められたい。

芸術家村の作品保存と活用について。社会教育課。

滞在作家により、これまで多くの作品が制作、展示されてきたが、地域に残されている作品が少なく、十分に活用されているとは言いがたい。瀬戸内国際芸術祭の開催など、瀬戸内海と芸術のコラボレーションが注目される中、滞在作家の足跡である作品を地域に残し、教育や観光など多面的な活用に努められたい。

議長（秋長正幸君） それでは、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。12番鍋谷真由美議員。

12番（鍋谷真由美君） 私は、平成22年度小豆島町歳入歳出決算認定のうち、一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計と水道事業会計に反対の立場で討論を行います。

一般会計では、安田小学校耐震工事や内海地区での学童保育開始など、住民の願いを実現する歓迎すべき事業もあったものの、失業、賃下げ、倒産など、町民の極めて深刻な暮らしの実態の中で、暮らしを守る施策は不十分でした。住民の理解、納得の得られない個人給付や啓発活動補助金などの同和事業は終結し、必要な福祉施策は一般行政として拡充、実施すべきだと考えます。また、内海ダム再開事業や関連条件事業の豪華な集会所建設などの支出があったことも認められません。

国保特別会計では、暮らしが大変な中、滞納がふえています。高過ぎる保険税を払えない人への資格証明書発行などは行わず、払える保険料にするためにも基金を取り崩して引き下げるべきです。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を差別する制度で、うば捨て山だと批判され、民主党も廃止を公約に掲げましたが継続をされています。高齢者を年齢で差別し、医療にも差別を持ち込む後期高齢者医療制度は直ちに廃止すべきだと考えます。

水道事業会計は、本来の水道事業収益に大きな負担を負わせて進めている内海ダム再開事業への支出は無駄な大型事業だと考えます。以上の理由から決算認定に反対します。以上です。

議長（秋長正幸君） 次に、原案に賛成の方から発言を許します。10番渡辺慧議員。

10番（渡辺 慧君） 私は、議案第39号平成22年度小豆島町歳入歳出決算認定について賛成の立場から討論いたします。

そもそも平成22年度の各会計の当初予算及び補正予算は、執行部から詳細な内容説明を受け、質疑や討論を経て、議会のルールにのっとり、我々議会自身が議決したものであります。これに対して、決算は我々議会の議決によって可決成立した予算に基づいて、町長以下執行部が創意工夫による経費削減と効果的な事業の執行に努めた成果であり、結果

であります。

また、決算特別委員会から、先ほどの委員長報告のとおり、認定すべきとの審査結果が出されておりますし、監査委員による決算審査においても、各会計とも計数は正確であり、予算執行状況も適正であると認められたところであります。すなわち、我々議会が議決した予算に基づいて適正な執行が行われたと認めるところでありますので、私は平成22年度小豆島町歳入歳出決算を認定することに賛成いたします。

議長（秋長正幸君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。議案第39号平成22年度小豆島町歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（秋長正幸君） 起立多数です。よって、議案第39号は委員長報告のとおり決定されました。

~~~~~

日程第6 議案第51号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合同規約の一部変更について

日程第7 議案第52号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について

議長（秋長正幸君） 次、日程第6、議案第51号香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合同規約の一部変更について及び日程第7、議案第52号香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処

分については相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第51号香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合同約の一部変更について及び議案第52号香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について提案理由のご説明を申し上げます。

さぬき市・三木町県行造林組合から、平成23年度末をもって香川縣市町総合事務組合から脱退することについて協議があったため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。また、それに伴う香川縣市町総合事務組合財産の処分についても、同様に議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 総務課長。

総務課長（空林志郎君） 議案第51号及び議案第52号についてご説明を申し上げます。

上程議案集の1ページをお願いいたします。

香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合同約の一部変更についてでございます。

ただいま町長から説明を申し上げましたとおり、さぬき市・三木町県行造林組合が平成24年3月31日をもって香川縣市町総合事務組合から脱退することになりましたので、これに伴う総合事務組合同約の一部変更でございます。地方自治法第290条によりまして、構成団体の議会議決が必要となっております。

新旧対照表のほうをごらんいただきます。

別表第1は、この事務組合の構成団体を記載した表であります。

2ページの表の右側の改正前の表の上から3行目にありますように、「さぬき市・三木町県行造林組合」を削除し、左側の改正後の表となります。

次に3ページになりますが、別表第2の市町総合事務組合で共同処理する事務の表8、非常勤職員に係る公務災害、通勤災害補償の事務の中で、右側改正前の表の下から6行目にあります「さぬき市・三木町県行造林組合」を削除し、左側の改正後の表となります。施行期日は、平成24年4月1日からとなっております。

次に、議案第52号です。7ページをお開きください。

こちらは、香川縣市町総合事務組合からさぬき市・三木町県行造林組合が脱退することに伴う総合事務組合の財産処分でございます。こちらも地方自治法によりまして、構成団体の議会議決が必要となっております。

下記に記載のとおり、さぬき市・三木町県行造林組合が総合事務組合に納付した非常勤の職員に係る公務災害、通勤災害補償の負担金、掛金ですが、これの精算でございます。以上で議案第51号及び議案第52号の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 初めに、議案第51号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。これから採決します。議案第51号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案どおり可決されました。

次に、議案第52号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第52号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第53号 小豆島町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する  
条例について

議長（秋長正幸君） 次、日程第8、議案第53号小豆島町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第53号小豆島町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

内海病院は、昭和28年11月1日から旧内海町国民健康保険直営の施設として必要な医療を提供してきました。しかしながら、本条例にその規定が明文化されていなかったため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 病院事務長。

病院事務長（莊野 守君） 議案第53号小豆島町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の一部改正につきましては、町長の提案理由にもありましたように、国民健康保険直営診療施設としての規定が明文化されていないために所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、上程議案集の9ページの新旧対照表によりましてご説明申し上げます。

表の改正後の第1条の下線部分のように「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の規定により」を、その1行下の小豆島病院事業の前に「国民健康保険診療施設として」を加えまして、直営施設であることを明文化するものでございます。

非常に簡単でございますが説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。11番村上議員。

11番（村上久美君） 提案理由は、この病院が旧町の時代の内海病院という段階で、昭和28年11月1日からというふうなことで、施設として運営してきたわけですが、これについては今回明文化したということについては、今までの中でチェック漏れというか、そういうふうな状況だったんでしょうか。それとも、何か今回の状況を変えることによって、新たな変化というのが生じるというふうなことになるんでしょうか、どういうふうなことでしょうか。

議長（秋長正幸君） 病院事務長。

病院事務長（莊野 守君） 今回の改正についてですが、県の指導がありまして、当然国等の補助金を受けるについて、明文化しておったほうが好ましいという指導がありましたので、それによりまして改正するものでございます。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） 今、病院の統廃合の問題、新しい病院云々の状況がある中で、

今回12月議会にこれが提案されてきているというふうな、ちょうどそういう状況にも一致するわけですが、国等の補助金を受けるためにも、今回ちゃんと明文化すべきという県の指導があったということなのですが、今後の新病院建設との関連を意味するというふうに理解してよろしいか。

議長（秋長正幸君） 病院事務長。

病院事務長（荘野 守君） 特に今後の統合についてを意図した改正では一切ございません。今まで毎年国保会計を通しての調整交付金をいただいております。その辺で、県からもきちんとそういう継続的な補助金もありますので、設置条例を整備してくださいということでございます。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。

議案第53号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第54号 小豆島町税条例等の一部を改正する条例について

議長（秋長正幸君） 次、日程第9、議案第54号小豆島町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第54号小豆島町税条例等の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

地方税法等の一部改正に伴う小豆島町税条例の一部改正でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 税務課長。

税務課長（松尾俊男君） 議案第54号小豆島町税条例等の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

本条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が本年4月27日及び6月30日に公布され、同日施行されたことに伴いまして、本町の税条例についてもその一部を改正する必要が生じたのでご審議いただくものでございます。

なお、地方税法等の上位法の施行と同時に町条例を改正しなければならないものにつきましては、6月30日付で専決処分を行い、9月議会でご報告してご承認をいただいたところでございます。

それでは、地方税法の改正に伴う本町税条例等の一部を改正する条例につきまして、第1条から順を追って、新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

議案集は10ページになります。

第1条は、小豆島町税条例の一部改正になります。

まず、新旧対照表の第34条の7ですが、寄付金の税額控除につきまして、適用下限の額、いわゆる寄付した額のうち控除の対象とならない額ということですが、現行の5千円から2千円に引き下げることに伴う改正でございます。また、これまではページ右側の改正前のところに記載していますように、控除対象額を条例により5千円を超える額としていましたが、今回の改正により、法第314条の7第1項に規定するところにより控除する金額ということで、法への置きかえをいたしております。

次に、議案集11ページの同条2項では、1項の特例控除の額を表などをつけて定めておりましたが、この部分につきましても、改正後は法第314条の7第2項に定めるところにより計算した額というように、法のほうに置きかえを行っております。

次に、めくっていただきまして1ページ飛びますが、13ページの第36条の3第2項ですが、地方税法施行規則第2条の3第1項部分の号建て、つまり号に分けて規定している部分ということになりますが、それがなくなったことに伴いまして、アンダーラインにありますように、「各号に掲げる」としていたものを「に規定する」と変更したものでございます。

次に、その下の第36条の4ですが、アンダーラインのように単に表記の変更でございます。

次に、51条ですが、ここでは町民税の減免について規定をいたしております。現条例では、公共法人である町の土地開発公社につきましては、当然町民税の減免となっておりますが、条文の不備によりまして、この条文のままでは減免されないということになります。そのため、今回の改正とあわせまして、減免対象となるよう条文の整備を行うものでございます。

なお、これまでの条文につきましては、国から示された準則、いわゆる国が示した条例のひな形ということになりますが、それに基づき作成しておりますので、他の団体においても同様な状況にありましたが、今年になりまして他の県での指摘があったことから条文の整備を行うものでございます。具体的には、アンダーライン部分につきまして、「公共法人」を加えるなど修正を行うものでございます。

次に、めくっていただきまして14ページ、改正条例、以下附則になります。

附則第7条の4は、寄付金税額控除における特例控除額の特例について規定しておりますが、さきにご説明した条例の本則、第34条の7第2項の改正に伴い、寄付金税額控除の適用下限の額を5千円から2千円に引き下げることに伴う改正でございます。

具体的な改正点は、適用下限額が5千円から2千円になったことによる金額を表記するかわりに、「法附則第5条の5第2項の定めるところにより計算した額」として置きかえているものでございます。

次に、15ページの附則第8条になります。肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例になります。

ここでは、当該課税の町民税課税の特例期間を、現行の平成24年度までとしていたものを27年度まで延長するとともに、所得割の対象となる牛の売却頭数の上限2,000頭であっ

たものを1,500頭に変更するものでございます。なお、具体的な頭数等の表記につきましても、今回条例から地方税法へ置きかえたものでございます。

次に、めくっていただきまして16ページの附則第16条の3は、上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例ですが、読みかえ規定、いわゆる条文中の言葉を読みかえにより説明している部分になりますが、その改正でございます。

具体的には、17ページに記載しておりますように、条文中の所得割の額の読みかえ部分を説明しておりますが、条例第37条の7第1項、同条第2項及び附則第7条の4が改正するに伴い、各条文中の所得割の額に関する記述がなくなりました。このため、読みかえ規定、ページ右側の改正前のアンダーラインについて、読みかえるべき規定の部分の記述が削除されたということでございます。

次に、17ページの附則第16条の4、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例から、ずっと飛びますが、22ページまで飛びますが、22ページの附則第20条の4、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例につきましても、先ほどご説明しましたように、条例第37条の7第1項、同条第2項及び附則第7条の4の改正に伴い、改正前のアンダーラインについて、読みかえるべき規定の部分の記述が削除されたものでございます。したがって、17ページから22ページまでの各附則条文の詳細説明については省略をさせていただきます。

22ページの後になります、23ページの下の方、附則第22条になります。この附則第22条から24条まででございますが、今年3月11日に発生しました東日本大震災に被災された住民に対し、町税における特例措置を規定するものでございます。

附則の22条では、東日本大震災に係る雑損控除等の特例として、町民税の所得割額において、震災による損失を平成22年中に発生したことにできることなどを規定しております。

次に、めくっていただいて24ページの一番下になりますが、附則第23条は東日本大震災に係る住宅借入金等特別控除の適用期限の特例の規定で、住宅ローン減税を受けていた住宅が被災し、居住できなくなった場合でも引き続き控除ができるようにする規定でございます。

次に、25ページ下の方の附則第24条では、東日本大震災に係る固定資産の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について規定をいたしております。

次は28ページになります。

第2条になりますが、平成21年度の小豆島町税条例の一部を改正する条例の一部を改正

するものでございます。新旧対照表の2条ですが、個人の町民税に関する経過措置を規定しております。

9項では、上場株式の配当所得に係る課税の特例についての経過措置を現行の平成23年度末までを2年延長して平成25年度末までとするものでございます。また、その下の16項におきましても、9項と同様に、上場株式の譲渡所得に係る課税の特例についての経過措置を、現行の平成23年度末までを2年間延長するものでございます。軽減が続くというふうにご理解いただけたらと思います。

次に、29ページの21項の条約適用配当につきましても、今ご説明申し上げました9項、16項と同様に、2年間延長して平成25年度末までとするものでございます。

次に、めくっていただいて30ページになります。

第3条は、平成22年の小豆島町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

附則第1条は、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例の施行日を現行の平成25年1月1日から2年延長して平成27年1月1日からにするものでございます。

附則第2条は町民税に関する経過措置で、1条と同様に適用期限を2年延長するものでございます。

最後に、30ページの下の方の附則になりますが、第1条では、本条例改正における施行期日を、それから31ページの第2条では、町民税に関する経過措置を規定しております。以上、簡単ですが小豆島町税条例等の一部を改正する条例についての説明を終わります。ご審議いただき、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。8番安井議員。

8番（安井信之君） ちょっとお伺いしたいんですけど、上位法があるということで、細かい文言を外しとるというふうなことですが、この分、町の条例を見て云々するというふうな人はおらん。上位法の部分があるからそっちを見てくださいというふうなことになっているというのですか。

議長（秋長正幸君） 税務課長。

税務課長（松尾俊男君） 条例を見て云々というよりは、私どもが住民が来られた際には適切に説明をして、こういうふうになりました、あるいはパンフレット等で説明をするといったことが多いかと思しますので、この条例を見てたちまちわからなくなると、上位法の地方税法を見なければこの部分はわからなくなるんですが、たどっていけばわかるというようなことでの、どちらかといいますと、同じ条文が地方税法にも載っていた、あるいはそれも全く同じものを条例にも掲載していた、その辺の簡素化につながる部分ではないかなというふうに考えてございます。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これから採決します。

議案第54号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第55号 小豆島町岩谷辺地総合整備計画の策定について

議長（秋長正幸君） 次、日程第10、議案第55号小豆島町岩谷辺地総合整備計画の策定

についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第55号小豆島町岩谷辺地総合整備計画の策定について提案理由のご説明を申し上げます。

この案件につきましては、天狗岩丁場跡遊歩道整備事業を実施するに当たり、辺地対策事業債の発行を受けるため、岩谷辺地総合計画を策定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 企画財政課参事。

企画財政課参事課長（松本 篤君） 議案第55号小豆島町岩谷辺地総合整備計画の策定についてご説明を申し上げます。

上程議案集の32ページをお開き願います。

小豆島町辺地総合整備計画につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、財政上の特別措置を経て小豆島町における辺地を整備するため、議会の議決を経て定めるものでございます。

なお、小豆島町における19辺地のうち、財政上の特別措置の対象となる2事業が予定されており、また実施されている9辺地につきましては、これまで各議会においてご議決をいただき、策定年度から平成24年度までを計画期間とした辺地総合整備計画を策定しております。

このような中、岩谷辺地におきまして財政上の特別措置、辺地対策事業債の発行の対象となる事業が新たに生じたので、小豆島町岩谷辺地総合整備計画を定めようとするものでございます。

次に、整備計画の概要をご説明申し上げます。上程議案集の34ページをお開き願います。

まず、公共的施設の整備を必要とする事情でございます。

岩谷地区につきましては、大阪城築城の際に採石した丁場跡が点在しており、日本で唯一の国指定史跡となっております。このような中、天狗岩丁場跡に至る現在の遊歩道は、距離が長く、傾斜も急であり、高齢者などの利用が難しく、トイレ等についても未整備であることから、新たなルートの遊歩道やトイレなど、周辺環境の整備を実施するものでございます。また、当該事業に要する一般財源1,636万円のうち1,630万円に辺地対策事業債

を充当するものでございます。

なお、事業年度は平成23年度、本年度から平成24年度を予定しており、計画期間につきましては、これまで策定しております他の辺地総合整備計画に合わせまして平成24年度を終期といたしております。

今後におきましても、辺地総合整備計画に掲げられていない辺地において、辺地対策事業債の対象となり得る事業が生じた場合は、整備計画の追加策定により対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上、簡単ですが説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。  
議案第55号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。2時40分再開いたします。

休憩 午後2時26分

再開 午後2時39分

議長（秋長正幸君） 再開します。

~~~~~

日程第11 議案第56号 小豆島町の区域内にあらたに生じた土地の確認について

日程第12 議案第57号 公有水面埋立てに伴いあらたに生じた土地の字の区域の
変更について

日程第13 議案第58号 小豆島町の区域内にあらたに生じた土地の確認について

日程第14 議案第59号 公有水面埋立てに伴いあらたに生じた土地の字の区域の
変更について

議長（秋長正幸君） 日程第11、議案第56号小豆島町の区域内にあらたに生じた土地の確認についてから日程第14、議案第59号公有水面埋立てに伴いあらたに生じた土地の字の区域の変更についてまでを一括議題といたしたいと思います。一括議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号から議案第59号までは一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第56号小豆島町の区域内にあらたに生じた土地の確認についてから議案第59号公有水面埋立てに伴いあらたに生じた土地の字の区域の変更についてまでの提案理由のご説明を申し上げます。

議案第56号から議案第59号までは、田浦地区において道路用地及び側溝施設用地の建設事業に伴う公有水面埋め立てが竣功したことに伴い、土地の確認と編入いたします字の区域の変更を行おうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 建設課長。

建設課長（尾田秀範君） 上程議案集ページ35ページをお願いいたします。

議案第56号小豆島町の区域内にあらたに生じた土地の確認についてからご説明申し上げます。

土地の表示でございます。小豆郡小豆島町田浦字下北原甲345 - 1、甲348 - 5、甲349 - 1、甲353 - 1、甲354 - 1の地先の公有水面埋立地1,103.55平方メートルでございます。

添付しておりますページ37ページの資料図面等をあわせてごらんください。

本案は、町が地域再生計画港整備交付金事業で実施いたしました田浦漁港用地護岸建設工事に伴う公有水面埋め立てによりまして、護岸用地及び道路用地と漁具保管修理施設用地が新たに生じたものでございます。

ページ37の図面左側の位置図でございます。右側が埋立地の平面図でございます。場所は、田浦地区の入り口寄りに面した漁港区域内で、左側の位置図にピンク色で示す位置でございます。

なお、平面図の下に用途別の埋立面積を記載しておりますが、紫色の面積は護岸の用地でございます。269.86平方メートル。図面の黄色の3つ目の漁港施設用地491.33平方メートル、その上、道路用のオレンジ色の道路進入路用地が154.59平方メートル、茶色の県道田浦坂手港線の拡幅道路用地が187.77平方メートルの合計1,103.55平方メートルでございます。

次に、資料埋立平面図において、埋立区域のうち紫色の護岸用地と茶色の県道部からの左の着色していない部分が後ほど議案第58号並びに議案第59号で説明する県道拡幅事業改良にあわせて、香川県が事業主体で埋め立てを行った物揚げ場用地と道路用地の本議案に関連してます公有水面に該当しておる部分でございます。以上、簡単でございますが、議案第56号の説明を終わります。

続きまして、議案第57号公有水面埋立てに伴いあらたに生じた土地の字の区域の変更についてご説明いたします。

場所につきましては、先ほどの議案第56号と同じでございます。編入いたします字は田浦字下北原でございます。

添付いたしておりますページ42ページの資料の公図の写しの図面もあわせてごらんいただきたいと思っております。

新たに小豆郡小豆島町田浦字下北原に編入する区域は、赤色ハッチングで着色している

部分でございまして、田浦字下北原甲354 - 1、甲348 - 5、甲349 - 1、甲350 - 1、甲353 - 1、甲354 - 1の地先の公有水面埋立地1,103.55平方メートルでございます。以上、簡単でございますが、議案第57号の説明を終わります。

続きまして、議案第58号小豆島町の区域内にあらたに生じた土地の確認についてご説明申し上げます。

まず、土地の表示でございますが、小豆郡小豆島町田浦字下北原甲354 - 1、甲356 - 1、甲976 - 3、甲977 - 1、甲977 - 3から甲977 - 5まで、甲977 - 9及び字南原甲654 - 4、甲654 - 16、甲654 - 17、甲654 - 20、甲654 - 23、甲654 - 25の地先の公有水面埋立地1,200.67平方メートルでございます。

ページ45ページに添付しております資料の平面図もあわせてごらんいただきたいと思います。

本案は、香川県が県道田浦坂手港線の道路拡幅工事に伴う公有水面の埋め立てによりまして、道路用地及び物揚げ場用地等が新たに生じ、平成23年11月4日に竣工したものでございます。

ページ45ページをごらんください。

図面左側が位置図でございまして、右側が埋立地の平面図でございます。

場所は、議案第56号箇所の左側で、左側の位置図にピンク色で示す位置でございます。また、平面図下の用途別に埋立面積を記載しておりますが、黄緑色が物揚げ場用地628.11平方メートル、図面で非常に見にくいんですが、紫色が護岸敷地11.98平方メートル、黄色が漁港施設用地52.77平方メートル、茶色は県道の道路用地となります488.26平方メートル、オレンジ色は町道敷となりまして19.55平方メートルの合計1,200.67平方メートルでございます。

埋立区域のうち茶色の部分が道路拡幅用地、黄緑色の部分が物揚げ場用地でございまして、背後の着色していない部分は、従来からの土地と平均満潮位より低い部分の交差部で、公有水面に該当しない部分でございます。以上、簡単ですが議案第58号の説明を終わります。

続きまして、議案第59号公有水面埋立てに伴いあらたに生じた土地の字の区域の変更についてご説明いたします。

場所につきましては、先ほどの議案第58号と同じでございまして、編入いたします字は田浦字下北原と字南原でございます。

添付いたしておりますページ50ページの資料、公図の写しの図面もあわせてごらんいた

だきたいと思います。

新たに小豆郡小豆島町田浦字下北原及び字南原に編入する区域は、赤色ハッチングで着色している部分でございます。小豆郡小豆島町田浦字下北原甲354 - 1、甲356 - 1、甲976 - 3、甲977 - 1、甲977 - 3から甲977 - 5までと甲977 - 9の地先及び小豆島町田浦字南原甲654 - 4、甲654 - 16、甲654 - 17、甲654 - 20、甲654 - 23、甲654 - 25の地先の公有水面埋立地1,200.67平方メートルでございます。

なお、本定例会でご審議いただき、ご承認いただきましたら、県知事に届け出を行いまして、香川県が県報に告示いたしまして、新たに生じた土地として町及び県のほうで法務局に登記の申請を行う手続になります。以上、簡単でございますが議案第56号から議案第59号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。6番森議員。

6番（森 崇君） 全体的ですけど、平成16年の高潮もあったと思うんで、高潮との関係はどう考えたらいいんでしょうか。

議長（秋長正幸君） 建設課長。

建設課長（尾田秀範君） 今回できました漁港施設で、町の整備しました漁港施設用地につきましては、高潮対策に対応できておる土地の高さの胸壁を設けております。ただし、県のほうで今回新たに道路として拡幅した道路、こちらのほうにつきましては、今後漁港施設の中で高潮対策の胸壁を設けないと、道路自身はまだ高潮の、平成16年等の高潮対策の部分より、まだ約50センチくらい低い状態でございますもので、50センチくらい嵩上げた状態の胸壁をつくる必要があるかと考えております。新たにつくりました漁港施設用地につきましては、高潮対策の整備のほうの対応はできております。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第56号から議案第59号までは総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号から議案第59号までは総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

なお、議案の審査報告はあさって12月22日の本会議をお願いいたします。

~~~~~

日程第15 議案第60号 平成23年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）

日程第16 議案第61号 平成23年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

議長（秋長正幸君） 次、日程第15、議案第60号平成23年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）及び日程第16、議案第61号平成23年度小豆島町介護サービス事業特別会計特別会計補正予算（第1号）は相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第60号平成23年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）について提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町一般会計補正予算（第6号）で追加補正をお願いします額は2億8,746万円でございます。

補正の内容といたしましては、議会費マイナス56万6千円、総務費781万円、民生費1,777万円、衛生費マイナス438万6千円、労働費200万円、農林水産業費245万3千円、商工費1,464万6千円、土木費1,059万5千円、消防費819万4千円、教育費マイナス1,514万6千円、災害復旧費2億4,409万円となっております。あわせて地方債の追加もお願いすることとしております。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

なお、議案第61号小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）につきまして

も、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 日程第15、議案第60号平成23年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）の内容説明を求めます。企画財政課参事。

企画財政課参事課長（松本 篤君） 議案第60号平成23年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集の51ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億8,746万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ82億166万9千円とするものであります。

第2条は地方債の追加及び変更であります。

55ページのほうをごらんいただけたらと思います。

55ページの第2表地方債補正のように、追加及び変更するものであります。

なお、追加分の上段は、先ほどご議決を賜りました辺地総合整備計画に基づき、岩谷地区において実施する遊歩道等整備事業に充当しようとするもので、起債は辺地債で、後年度に元利償還金の80%が交付税措置されるものでございます。また、下段は台風6号、12号及び15号で被災した農地等の災害復旧事業に充当しようとするもので、起債は災害復旧事業債で、後年度に元利償還金の95%が交付税措置されるものでございます。

一方、変更分につきましては、それぞれ事業費に変更が生じたため増額変更するものでございます。

それでは、補正予算の内容をご説明申し上げます。

議案集の末尾に添付しております平成23年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）説明書の5ページ、6ページをお開き願います。

まず、歳入の補正でございますが、主なもののみ説明をさせていただきます。

まず、12款分担金、1項3目1節農林水産施設災害復旧費分担金682万円でございます。これは、台風で被災した農地の災害復旧事業に係る受益者分担金でございます。

次に、14款国庫出金、1項2目1節公共土木施設災害復旧費負担金1億2,912万9千円でございます。これは、台風15号で被災した町道4路線の災害復旧事業に係る国庫負担金でございます。

同じく14款2項5目1節総務費補助金421万円でございます。これは、安田地区及び当

浜地区で実施するテレビ共同受信施設の整備に対する補助でございます。

次に、飛びますが、15款2項4目1節労働費補助金200万円であります。こちらは、主要観光施設利便性向上事業、オリーブナビから映画村への渡し船運航事業について、事業費を増額する必要が生じたことから、この財源として県補助金を増額補正するものでございます。

同じく、飛びますが、15款2項8目1節農林水産施設災害復旧補助金1,759万7千円でございます。これは、台風で被災した農地等の災害復旧事業に係る県補助金で、補助率は農地50%、農業用施設65%でございます。

17款寄付金につきましては、それぞれ島内外の個人、団体から寄付がありましたので、これを受け入れするものでございます。

次に、18款繰越金でございます。7ページ、8ページをお開き願います。

18款1項10目1節小豆島サイクリングターミナル整備基金繰入金99万8千円でございます。これは、サイクリングターミナルの耐震診断の実施財源として基金から繰り入れするものでございます。

次に、19款繰越金、1項1目1節前年度繰越金3,444万9千円につきましては、今回の補正による一般財源の必要額をここで対応いたしております。

21款町債につきましては、先ほど地方債補正で申し上げたとおりでございます。以上、歳入の補正額合計は2億8,746万円となっております。

次に、歳出の説明を申し上げます。

9ページ、10ページをお開き願います。

歳出費目に沿った説明の前にお断りを申し上げます。

毎年、12月議会において、人件費の補正をお願いしており、今回補正をお願いいたしますのは、11月臨時議会でご議決を賜った小豆島町職員の給与に関する条例等の一部改正に基づく給与改定による減額と、当初予算措置後の人事異動による増減が相当部分を占めております。つきましては、主な補正理由は説明欄に記載しておりますので、特段の理由があるものを除き、人件費の補正については説明を省略させていただきます。

それでは、飛びますが、2款1項2目文書費、12節役務費89万5千円でございます。これは、公文書の郵送件数が増加したことから、通信運搬費を増額補正するものでございます。

同じく、2款1項7目企画費、19節負担金補助及び交付金250万円あります。こちらは、空き家改修費等補助事業について、当初計画を上回る申請があったため、5軒分を増

額するものでございます。なお、本補助制度を活用した空き家バンクへの登録によりまして、移住10軒、一時居住2軒が実現をしております。

同じく、2款1項8目情報管理費、19節負担金補助及び交付金421万7千円でございます。これは、歳入でも申し上げましたが、備考欄に記載しております、一部で実施されるテレビ共同受信施設の整備に対して補助するものでございます。

次に、飛びますが、2款1項17目災害支援費、9節旅費40万9千円でございます。こちらは、1月から3月までの3カ月間、水産庁からの要請により岩手県大槌町に職員を派遣することとしたため、派遣に要する旅費を計上いたしております。

1ページめくっていただきまして11ページ、12ページをごらんいただけたらと思います。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費でございます。こちらにつきましては、報酬と報償費の欄に記載しております3つの組織の議員報酬と謝礼でございます。そういった謝礼でありますとともに、各委員会における推進会議、島民会議等の飲み物代等を計上させていただいております。

次に、13ページ、14ページをお開き願います。

4款1項2目予防費、13節委託料でございます。410万5千円でございます。日本脳炎予防接種を受けなかった者を救済するため、対象年齢を拡大する特例措置が講じられ、接種者の増加が見込まれることから増額補正するものでございます。

1ページめくっていただきまして、15ページ、16ページをごらんいただけたらと思います。

5款労働費、1項4目緊急雇用対策費、13節委託料200万円でございます。これも、歳入で申し上げましたが、主要観光施設利便性向上事業について、収益金を事業に充当できないため、委託料を増額する必要が生じたものでございます。

次、飛びますが、6款農林水産業費、1項3目農業振興費、13節委託料66万円でございます。これは、中山地区の棚田保全に向けて、専門的見地からの必要な情報提供や合意形成支援を通じて、地域住民等による構想づくりを支援する業務を委託しようとするものでございます。

同じく、6款1項6目農地費、19節負担金補助及び交付金150万円でございます。これは、来年度、平成24年度において、県営ため池等整備事業で蒲野大池の改修を実施する予定であり、本年度中に予定地区調査を実施する必要が生じたことから、その事業費の2分の1を県に負担金として支出するものでございます。

同じく、6款3項1目水産業振興費、11節需用費55万1千円でございます。これは、小豆島うちのみ漁師村について、来年度から新たな指定管理者により運営管理を行うことから、これを機会に必要な最小限度の修繕を実施しようとするものでございます。

1ページめくっていただきまして、17ページ、18ページをごらんいただけたらと思います。

7款商工費、1項2目商工業振興費、19節負担金補助及び交付金でございます。これは、商工会が馬木バス停付近で実施いたします醬の郷景観整備事業に対しまして、小豆島町商工業振興対策事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付するものでございます。

同じく、7款1項5目サイクリングターミナル費、19節委託料99万8千円でございます。これは、歳入でも申し上げましたが、サイクリングターミナルにつきまして、今後の活用方策を検討するために耐震診断を実施する必要があることから、今回補正計上させていただきます。

次に、19ページ、20ページをお開き願います。

8款4項1目港湾管理費、11節需用費80万9千円でございます。これは、池田港フェリー待合所周辺の歩道スロープにおいて、地盤沈下により段差が生じておりますことから、利用者の安全を確保するため、早急に修繕を実施するものでございます。

同じく、8款4項2目港湾建設費、19節負担金補助及び交付金785万1千円でございます。こちらは、各種県営港湾建設事業におきまして、事業の進捗を図るため、県の事業費の増額等が行われましたので、町負担金の増額補正をお願いするものでございます。

同じく9款消防費、1項2目非常備消防費、19節負担金補助及び交付金819万4千円でございます。これは、東日本大震災において多くの消防団員が尊い命を失ったことから、消防団員等公務災害補償に要する財源が大きく不足するため、団員1人当たり2万2,800円を追加負担するものでございます。

21、22ページをお開き願います。

10款2項2目教育振興費でございます。こちらの中で、19節負担金補助及び交付金13万6千円でございます。こちらは、瀬戸・高松広域定住自立圏における協定事業の一環として、圏域内の小学6年生が劇団四季のミュージカル裸の王様を鑑賞する予定となっております。高松への交通費を補助するものでございます。

また1ページめくっていただきまして、23ページ、24ページをお開き願います。

10款教育費、6項社会教育費、7目文化財保護費、13節委託料136万円につきまして、岩谷地区で実施する国道から天狗岩丁場への遊歩道整備工事に係る実施設計業務を委

託しようとするものでございます。

続きまして、10款7項1目保健体育総務費の19節負担金補助及び交付金20万円でございます。こちらは、平成24年、来年2月25日、26日に土庄町総合会館で開催されます宝くじスポーツフェアはつらつまママさんバレーボールに係る地元負担金でございます。

1ページめくっていただきまして、19款災害復旧費でございますが、1項農林水産業施設災害復旧費、1目農業災害復旧費、15節工事請負費につきましては、農地災害等の復旧工事費でございます。

同じく、2項1目の道路、橋梁、河川災害復旧につきましても、町道4路線に係る災害復旧工事費を計上させていただいております。

また、3項1目衛生施設災害復旧費につきましては、池田斎場の法面復旧工事の工事費請負費でございます。

また、同じく2項2目商工施設災害復旧費420万円につきましては、国民宿舎小豆島の駐車場の法面復旧に係る工事費でございます。以上、歳出予算の補正総額は2億8,746万円となっております。

これで、議案第60号平成23年度小豆島町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 3点ほどお尋ねをいたします。

10ページの災害支援で大槌町へ派遣するという水産庁からの要請ということなんですけど、これは具体的に大槌町へ行きなさいというか、そういう要請があったんでしょうか。その間の給料というのは国から出るということによろしいでしょうか。

それと、16ページの漁師村の修繕費ですけど、具体的な中身と指定管理者がどうして変わったのかという、そこら辺を教えていただきたいと思います。

それから、18ページ醬の郷馬木バス停付近の景観整備事業ですけど、具体的な内容をお願いします。

議長（秋長正幸君） 総務課長。

総務課長（空林志郎君） 鍋谷議員さんのご質問にお答えをいたします。

こちらのほうの職員の派遣につきましては、水産庁のほうから文書が参りまして、東北地方、岩手、宮城のほうで、特に水産業が盛んですので、そういうふうなことに対する人的支援をというお話でございました。それで、私どものほうから水産庁のほうに、職員研修も兼ねまして人を派遣したいというお話をした中で、できれば支援をずっと続けております大槌町のほうに派遣をしたいというお話をしたところ、水産庁のほうでこの大槌町とお話をいただきまして派遣のほうが決まりました。それで、1月から派遣をいたすことになっております。

ただ、経費のほうにつきましては、これは私どもの町が支援をするということでございますので、水産庁のほうからお金をいただくということはありません。以上です。

議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

農林水産課長（石山 豊君） 漁師村の修繕費につきましては、具体的には、平成7年につくりまして、それ以降大分経過しておりますので、外壁また瓦、そして内装の中の扉等の修繕が必要となっておりますので、その修繕費に充てる予定でございます。

それと、指定管理者の変更というようなことでございますけど、その内容につきましては、昨年の12月に指定管理者を内海漁業協同組合というようなことで選定をしていただいたわけでございますけれども、漁協からの経営状況が悪化したというようなことで申し入れがあり、現在公募をし、選定をしておるところでございます。以上です。

議長（秋長正幸君） 商工観光課長。

商工観光課長（坂東民哉君） 醬の郷景観整備事業補助金でございますけれども、これにつきましては平成19年度から実施しております、事業費の2分の1を小豆島町商工会、2分の1を町が補助をして実施いたしております。

この事業の具体的内容につきましては、今年度につきましては馬木バス停の真光寺、山側のほうの長屋の2階部分、それとその反対側、八幡さん側の馬木バス停付近の外壁、それとそこから八幡さんの階段のほうへ上がる道路沿いの外壁の外壁補修の内容となっております。以上です。

議長（秋長正幸君） 5番藤本議員。

5番（藤本傳夫君） 消防費の20ページの、市町の消防事務組合負担金ということなんですけども、消防団員が結局東日本震災で何名くらい犠牲になられて、全国で集めるお金はどれくらいになるんでしょうか。

議長（秋長正幸君） 総務課長。

総務課長（空林志郎君） 藤本議員さんのご質問にお答えをいたします。

今回の東日本大震災では、消防団員の死者、行方不明者が253人に上っております。それで、もうこの方たちの死亡等に対する一時金でありますとか遺族年金、これらを全国90万人弱の消防団員、こちらのほうが加入をしております災害補償を組合のほうから支出をしていかななくてはならないということなんですけども、これについて後年度までずっと負担をするというのはいかがなものかということで、今年度に限り1人当たり2万2,800円の負担をして、これで今後の補償もすべて見ていこうと、こういうことになっております。それで、これにつきましては特別地方交付税のほうですべての額が補てんをされるということになっております。以上です。

議長（秋長正幸君） 6番森議員。

6番（森 崇君） 18ページになると思いますけど、サイクリングターミナルで、先ほど今後の活用に必要なという説明がございましたけど、将来的なあのターミナルの利用というもんを考えてのことでしょうか、質問いたします。

議長（秋長正幸君） 商工観光課長。

商工観光課長（坂東民哉君） サイクリングターミナルの活用につきましては、24年1月、来月にサイクリングターミナルの運営審議会を開催いたしまして、今後の利用方法、継続していくかも含めまして検討したいと思っております。

その検討に際しまして、昭和56年以前の建物でございますので、やはり耐震診断の結果を出しておかないとその後の利用の検討もできないということで、今回のご提案でございます。

議長（秋長正幸君） 6番森議員。

6番（森 崇君） これはあくまで質問ですけど、天狗岩丁場という分を、50年近くあそこの下を通るのに見たことなかったんで、いろいろあるんで、町のほうで何か、浜口さんの質問もありましたけど、議員が見るとか、何か方法は考えておりませんか。これは関係ないと思いますけど。

議長（秋長正幸君） 企画財政課参事。

企画財政課参事課長（松本 篤君） 今でも見えますので、ぜひ行っていただきたいと思いますが、遊歩道は非常に1回上がってまたおりるといような形で、今余りいいルートじゃないもんですから、今回実施設計をさせていただいて、次年度予算でまたご議決いただければ、遊歩道整備をした後に行っていたら、非常に寄りつきがよくなるのではないかなと思っております。今も行けますので、ぜひご覧ください。以上です。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） 先ほどの質問の関連なんですけど、10ページの災害支援費というところで出ております旅費です。これは水産庁のほうということでしたが、職員派遣となったら支援範囲というのは限られてくるんですか。水産庁からということは、水産関係での何か、大槌町へ行くけども、どういう仕事、水産庁云々だから、それにかかわる関係の仕事は職員がするのかどうなのかっていうこと。

それと、20ページの先ほどの質問もありましたが、非常備消防費というところで負担金補助及び交付金。課長のほうが、特別交付税で補てんするというふうな、交付されるということでした。その金額がどれぐらいの金額になるのか、香川県下の自治体では9市8町、ここでは全体総額ではどれぐらい出るというふうになりますか。

議長（秋長正幸君） 総務課長。

総務課長（空林志郎君） 村上議員さんのご質問にお答えをいたします。

大槌町での支援活動につきましては、水産庁が中に入っていて決定はいたしたんですけれども、向こうの大槌町さんのほうといろいろご相談を申し上げました。それで、漁港施設だけでなく道路とか、そのほかインフラ整備、多岐にわたってお手伝いをさせていただくということで、3カ月間派遣をさせていただくことになっております。

それから、2点目の消防の関係なんですけども、香川県全体で1億2,918万1千円支出することになっております。これにつきましても、既にもう9月の段階で全額特別交付税で入ってきております。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。  
議案第60号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案どおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次、日程第16、議案第61号平成23年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。介護事業課長。

介護事業課長（岡 秀安君） 議案第61号平成23年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

上程議案集の56ページをお願いいたします。

平成23年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ136万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,566万1千円とする。

補正予算の内容を別添の補正予算説明集によりご説明申し上げます。

先に歳出から始めさせていただきます。

33ページ、34ページをお開きください。

1款サービス事業費、1項1目居宅介護支援事業費、2節給料65万4千円、3節職員手当等99万8千円、4節共済費12万円。4節飛びまして、最後の19節負担金補助及び交付金14万円でございます。これらは、ケアプラン件数の増に対応するため、介護支援専門員

ケアマネを新規募集しましたが応募がなく、老健から介護事業課へケアマネ1名が人事異動したことによるものでございます。7節賃金130万円でございます。これも、ケアプラン件数の増に対応するため、非常勤のケアマネ1名を採用したものであるものでございます。9節旅費2万1千円でございます。これは、平成21年の介護報酬改定により、主任看護支援専門員を設置した事業所に特定事業所加算が新たにでき、その資格更新のための研修旅費を補正するものでございます。12節役務費14万3千円でございます。これは、ケアマネ2名増により、既存のパソコン2台に介護業務専門のシステムをセットアップした費用でございます。18節備品購入費マイナス20万円でございます。これは、軽四輪購入の入札により、予算との差額を減額補正するものでございます。

1款2項1目うちのみ訪問介護事業費、7節賃金マイナス74万円でございます。これは、嘱託ヘルパー1名が3月末に退職し、4月より新規採用したため、賃金の差額を減額補正するものでございます。

1款3項1目訪問看護事業費、2節給料マイナス270万円、4節共済費マイナス50万円、1節飛びまして19節負担金補助及び交付金マイナス57万円でございます。これらは、看護師を新規募集しましたが、応募がなく、減額補正するものでございます。7節賃金270万円でございます。これは、看護師の新規採用がなく、准看護師を採用したことによるものでございます。以上、歳出補正総額は136万6千円でございます。

次に、歳入をご説明いたします。

1 ページ戻りまして31ページ、32ページをお願いいたします。

1 款サービス収入、1 項 1 目 1 節居宅介護サービス計画事業費収入136万 6 千円でございます。これは、歳出の補正額を居宅介護サービス計画事業収入の増額を見込み、対応するものでございます。以上で簡単ですが説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。8 番安井議員。

8 番（安井信之君） 34ページの1 款の1 項 1 目の12の役務費なんですけど、コンピューターのセットアップというふうに向ったんですけど、セットアップにこんだけお金が要るんですか。この辺ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（秋長正幸君） 介護事業課長。

介護事業課長（岡 秀安君） 費用は請求に基づいたものでありまして、ちょっと請求の詳細をご説明申し上げます。システムセットアップ料が8万 8 千円、ライセンス料が4万 8 千円、それに消費税を掛けまして14万2,800円でございます。これ、間に松本参事が入って、多少安くしていただいておりますが、請求の金額をそのままお支払いするということになります。以上でございます。

議長（秋長正幸君） 8 番安井議員。

8 番（安井信之君） 普通、コンピューター買ってセットアップするんに、どれだけの技量が要るような内容をセットアップするんですか、これは。その辺、ちょっとどんなんですか。

議長（秋長正幸君） 企画財政課参事。

企画財政課参事課長（松本 篤君） こちらは介護サービスシステムというので、請求事務でありますとか、そういったものを一括してソフトウェアを導入するというのでございます。それと、ネットワークに入れる関係上、印字の位置合わせとか、そういっ

たものである程度の時間的にかかるということで、こういう請求が来ております。こちらについては、また両備システムズに対する委託料になろうと思いますんで、再度値段交渉していきたいと思いますが、ある程度必要最小限度のものというふうに理解はしております。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。  
議案第61号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第17 発議第2号 農業用燃油に係る軽油引取税の免税等に関する意見書提出
について

議長（秋長正幸君） 次、日程第17、発議第2号農業用燃油に係る軽油引取税の免税等に関する意見書提出についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。5番藤本議員。

5番（藤本傳夫君） 発議第2号農業用燃油に係る軽油の引取税の免税等に関する意見書提出について、上記の案件を会議規則第13条第2項の規定により別紙のとおり提出します。平成23年12月20日提出。小豆島町議会議長秋長正幸殿。提出者、小豆島町議会議員藤本傳夫。賛成者、小豆島町議会議員渡辺慧。

発議第2号についての提案でございますが、農業用燃油に係る軽油引取税の免税等に関する意見書提出について説明いたします。

さきの9月定例会におきまして、漁業用軽油に係る軽油引取税の免税措置等に関する意見書を可決、提出したところですが、農業についても同様に農産物の価格下落や燃油価格の高騰など、農業者の自助努力ではいかんともしがたい厳しい経済情勢の中で、安全・安心な国産農産物を安定的に供給することが求められており、そのためには燃油コストの抑制によって、農業経営の安定を図ることは不可欠であります。こうしたことを踏まえ、農業用燃油に係る軽油引取税の免税等についても国に対して要望するものであります。

意見書の要望項目は4点であり、1点目、3点目、4点目については、9月定例会で可決された漁業用軽油に係る免税措置等に関する意見書と同様であります。これらに加え、2点目として、軽油引取税の免税対象を拡大するよう求めるものであり、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、衆議院議長及び参議院議長あて提出しようとするものであります。以上、簡単ですが発議第2号の説明を終わります。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 文面ですけれども、記の下の1番のところですけど、農業用軽油に係る軽油引取税の免税措置についての「に」が抜けてるのではないかと思うんですが。

議長（秋長正幸君） 5番藤本議員。

5番（藤本傳夫君） 確かに「に」が抜けております。申しわけございません。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これから採決します。
発議第2号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第18 発議第3号 地域医療確保のために医師及び看護師確保対策の充実を  
求める意見書提出について

議長（秋長正幸君） 次、日程第18、発議第3号地域医療確保のために医師及び看護師確保対策の充実を求める意見書提出についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。渡辺委員長。

10番（渡辺 慧君） 発議第3号地域医療確保のために医師及び看護師確保対策の充実を求める意見書提出についてご説明いたします。

ご存じのとおり、地域医療におきましては、医師、看護師の不足が深刻な状況にあり、現在検討されております病院統合に当たっても、医師、看護師の確保は大きな課題となっております。こうしたことを踏まえ、地域医療確保のために医師及び看護師確保対策の充

実を求める意見書を提出しようとするものでございます。

要望項目は5点でございます。1点目は、医師及び看護師の偏在解消と計画的な養成、2点目は、看護師養成機関に対する支援の拡充、3点目は、勤務体制への就労環境の改善、4点目は、潜在看護師の再就業促進と離職防止対策、5点目は、いわゆる後期臨床研修の段階で、地域医療における医師確保対策として、僻地医療に従事することを制度化するよう求めたものであり、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長及び参議院議長あてに提出しようとするものであります。以上、簡単ですが発議第3号の説明を終わります。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。  
発議第3号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第19 選挙第1号 伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙について

議長（秋長正幸君） 次、日程第19、選挙第1号伝法川防災溜池事業組合議会議員の選

挙についてを議題といたします。

本件につきましては、伝法川防災溜池事業組規約第5条第2項第2号による議員の任期満了による選挙であります。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

それでは、伝法川防災溜池事業組議会議員に岡田繁實氏を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました岡田繁實氏を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました岡田繁實氏が伝法川防災溜池事業組議会議員に当選しました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了しました。

次回は12月22日木曜日に会議を開きます。

なお、開議の時間については12月13日の議会運営委員会で決定しておりますように、午

前11時に開会いたします。

本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3 時36分